

令和4年度

自動車検査員研修

【北海道運輸局 地域教材】

注) 令和4年度 自動車検査員研修では本教材の他、以下の資料が必要です。

- ①令和4年度 整備主任者研修 法令研修【全国共通教材】
- ②令和4年度 整備主任者研修 法令研修【北海道運輸局 地域教材】

目 次

(プレスリリース)

- 1. 「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令」を閣議決定 -----1
- 2. 車検証電子化についての周知用ウェブサイトの開設について -----3
- 3. 乗るなら確認 「自賠責」お忘れなく！ -----9
- 4. 大型車のホイール・ナットの緊急点検を行います！ ----- 13
- 5. 大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開！ -----22
- 6. “走る広告塔”として地域の魅力を発信！ -----24
- 7. 大阪・関西万博特別仕様ナンバープレートの交付を開始！！ -----27
- 8. 貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について -----28

(処分関係)

- 9. 令和3年度 指定監査結果集計表（口頭注意件数） -----32
- 10. 令和3年度及び令和4年度の指定整備事業者の処分状況一覧 ----- 33
- 11. 指定自動車整備事業者処分概況（令和3年度・令和4年度） -----34
- 12. 全国の指定自動車整備事業者の処分状況（令和3年度・令和4年度） -----43

(その他)

- 13. 指定自動車整備事業必携（第7次改訂版追録第8号）の主な変更点 -----50
- 14. 自動車整備業におけるマイナンバーカードの取得促進について -----51

令和 4 年 1 0 月 2 8 日
自 動 車 局
自動車情報課・整備課

「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令」を閣議決定

自動車の新規検査等を申請する者が納める手数料の額を改定する「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

自動車の検査及び登録手続に係る道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）関係の手数料は、実費を勘案して定めることとされ（同法第 102 条）、道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号。以下「令」という。）において具体的に定められています。

今般、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）により導入予定である「自動車検査証の電子化」等への対応に伴う歳出の増加が発生することから、実費を勘案し、これらに係る手数料の額について所要の改正を行う必要があります。

2. 概要

- ①国又は軽自動車検査協会（以下、「協会」という。）に納めなければならない自動車検査証の再交付に係る手数料の額を改定します（令第 1 条関係）。
- ②国又は協会に納めなければならない検査手続に係る手数料の額を改定します（令第 2 条関係）。
- ③自動車技術総合機構が基準適合性審査を行う検査手続を受ける場合において、国に納めなければならない自動車検査証の交付に係る手数料の額を改定します（令第 3 条関係）。

3. スケジュール

公布：令和 4 年 1 1 月 2 日（水）
施行：令和 5 年 1 月 1 日（日）

【問い合わせ先】

国土交通省 自動車局 自動車情報課 手嶋、伊堂寺、高橋、林
電話：03-5253-8111（内線 42114） FAX：03-5253-1639
整備課 杉崎、杉本
電話：03-5253-8111（内線 42427） FAX：03-5253-1639

令和5年1月1日以降の手数料額 新旧表

新規検査・予備検査		納付先・金額（現行）			納付先・金額（令和5年1月1日以降）			
手続きの種類		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額	
完成検査終了証の提出※								
	普通自動車	1,200円	400円	1,600円	1,500円	400円	1,900円	
	小型自動車	(OSS) 1,000円		(OSS) 1,400円	(OSS) 1,300円		(OSS) 1,700円	
	小型自動車（二輪）	1,100円	—	1,100円	1,400円	—	1,400円	
	大型特殊自動車	1,200円		1,200円	1,500円		1,500円	
		(OSS) 1,000円		(OSS) 1,000円	(OSS) 1,300円		(OSS) 1,300円	
	軽自動車	1,100円	400円	1,500円	1,500円	400円	1,900円	
					(OSS) 1,300円		(OSS) 1,700円	
持込検査								
	普通自動車	400円	2,100円	2,500円	500円	2,100円	2,600円	
	小型自動車		2,000円	2,400円		2,000円	2,500円	
	小型自動車（二輪）		1,600円	2,000円		1,600円	2,100円	
	大型特殊自動車		1,700円	2,100円		1,700円	2,200円	
	軽自動車	1,400円	400円	1,800円	1,900円	400円	2,300円	
保安基準適合証（限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車を含む）の提出								
	普通自動車	1,100円	400円	1,500円	1,300円	400円	1,700円	
	小型自動車		—	1,100円		—	1,300円	
	小型自動車（二輪）							
	大型特殊自動車							
	軽自動車		400円	1,500円		400円	1,700円	
限定自動車検査証での持込検査								
	普通自動車	400円	1,300円	1,700円	500円	1,300円	1,800円	
	小型自動車		900円	1,300円		900円	1,400円	
	小型自動車（二輪）							
	大型特殊自動車							
	軽自動車	1,200円	400円	1,600円	1,400円	400円	1,800円	

※新規検査のみ。

継続検査		納付先・金額（現行）			納付先・金額（令和5年1月1日以降）			
手続きの種類		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額	
持込検査								
	普通自動車	400円	1,800円	2,200円	500円	1,800円	2,300円	
	小型自動車		1,700円	2,100円		1,700円	2,200円	
	小型自動車（二輪）		1,300円	1,700円		1,300円	1,800円	
	大型特殊自動車		1,400円	1,800円		1,400円	1,900円	
	軽自動車	1,400円	400円	1,800円	1,800円	400円	2,200円	
保安基準適合証の提出								
	普通自動車	1,200円	400円	1,600円	1,400円	400円	1,800円	
	小型自動車	(OSS) 1,000円		(OSS) 1,400円	(OSS) 1,200円		(OSS) 1,600円	
	小型自動車（二輪）	1,100円		1,100円	1,200円		1,200円	
	大型特殊自動車	1,200円	—	1,200円	1,400円	—	1,400円	
		(OSS) 1,000円	(OSS) 1,000円	(OSS) 1,200円	(OSS) 1,200円	(OSS) 1,200円		
	軽自動車	1,100円	400円	1,500円	1,400円	400円	1,800円	
					(OSS) 1,200円		(OSS) 1,600円	
限定自動車検査証での持込検査								
	普通自動車	400円	1,300円	1,700円	500円	1,300円	1,800円	
	小型自動車		900円	1,300円		900円	1,400円	
	小型自動車（二輪）							
	大型特殊自動車							
	軽自動車	1,200円	400円	1,600円	1,400円	400円	1,800円	
限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出								
	普通自動車	1,100円	400円	1,500円	1,200円	400円	1,600円	
	小型自動車		—	1,100円		—	1,200円	
	小型自動車（二輪）							
	大型特殊自動車							
	軽自動車		400円	1,500円		400円	1,600円	

構造等変更検査		納付先・金額（現行）			納付先・金額（令和5年1月1日以降）		
手続きの種類		国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額
	普通自動車	400円	2,100円	2,500円	500円	2,100円	2,600円
	小型自動車		2,000円	2,400円		2,000円	2,500円
	小型自動車（二輪）		1,600円	2,000円		1,600円	2,100円
	大型特殊自動車		1,700円	2,100円		1,700円	2,200円
	軽自動車	1,400円	400円	1,800円	1,900円	400円	2,300円

その他		納付先・金額（現行）		納付先・金額（令和5年1月1日以降）	
手続きの種類		国/軽検協		国/軽検協	
自動車検査証再交付		300円		350円	

令和4年8月19日
自動車局自動車情報課

車検証電子化についての周知用ウェブサイトの開設について

～電子車検証や車検証閲覧サービスなどをわかりやすく解説します～

令和5年1月から車検時等に電子車検証が交付されます。これに伴い、従来の紙の車検証から大きさや様式が変わるとともに、車検証の情報を電子的に読み取る「車検証閲覧サービス」や、国から委託を受けた民間車検場（指定自動車整備工場）が車検証の有効期間を更新できる「記録等事務代行サービス」を新たに開始します。

自動車ユーザー、自動車関係の業務を担う方々に、電子車検証の仕様や、車検証電子化に伴って令和5年1月から新たに開始するサービスに関する情報をお知らせするため、本日、「**電子車検証特設サイト**」を開設致しました。今後も随時内容を追加していきます。

1. 「電子車検証特設サイト」のコンセプト

車検証の電子化は自動車ユーザーや自動車関係の業務を担う方々にとっては大きな変更点となることから、電子車検証についてイラスト等を交えながらわかりやすく解説することを目的としております。

また、自動車ユーザー等が車検証の電子化に関する必要な情報を入手できるよう、電子車検証に関する情報や所要のアプリの入手方法等の情報を集約しました。

2. 「電子車検証特設サイト」に掲載されている主なコンテンツ

●電子車検証について

令和5年1月より交付される電子車検証の仕様や記録事項等を掲載

●車検証閲覧サービスについて

電子車検証のICタグ情報の閲覧・参照及び車検証情報を電子ファイルでダウンロードするためのアプリについての説明やダウンロード方法等を掲載

●記録等事務代行サービスについて

サービスについての説明やサービスの実施可能な事業者の一覧表等を掲載

※サイトの画面イメージについては別紙をご覧ください。

3. 「電子車検証特設サイト」のURL・二次元コードはこちら（パソコン・スマホ共通）

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>



4. 参考

車検証電子化に関する制度面の詳細につきましては、令和4年5月20日付け「道路運送車両法施行規則等の改正について～車検証電子化による券面記載事項の変更・記録等事務の委託手続等を定めました～」も併せてご参照ください。

⇒https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000131.html

トップページ(※PCのイメージ)



メインビジュアル部

対象者選択部

お知らせ部

リーフレット部

スマホ画面



※画面の構成はPC版と同じです。

メインビジュアル部の画面遷移



自動車ユーザー向けページ(※PCのイメージ)



●電子車検証の仕様や記録事項についてご説明しています

(画面イメージ)

②記載情報の変更

電子車検証では、変更登録等による記載事項の変更を伴わない基礎的情報 (A) のみの記載となります。その他の車検証情報はICタグ (B) に格納されます。ICタグに格納された情報は、汎用のカードリーダーや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。二次元コードは券面に印字しますが、従来二次元コードから取得可能であった情報のうち、「自動車検査証の有効期間」のみ確認することはできません。(C)



●閲覧アプリの概要や使い方をご説明しています

(画面イメージ)

利用開始時期	2023年1月
サービス時間	24時間365日 ※メンテナンス等で一時的にご利用できなくなることがございます。
利用可能者	車検証原本を所持する者又は提示を受けられる者
動作環境	PC : Windows 10 バージョン21H1、21H2 Windows 11 バージョン21H2 スマートフォン : iOS 14,15、Android 9,10,11,12
主な機能	・車検証情報の閲覧 ・車検証情報ファイルの出力・保存 (※オンライン環境でのみ可能) ・リコール情報等の確認 (※オンライン環境でのみ可能)

※今後使い方についての動画も追加予定です

事業者向けページ(※PCのイメージ)



- 記録等事務代行サービスの概要、サービス提供者（記録等事務代行者）になるための手続き、サービス提供者となった場合に利用するアプリについてご説明しています。

(画面イメージ)

記録等事務代行者になるには

特定記録等事務/特定変更記録等事務の委託を受けるには運輸管理部長もしくは運輸支局長の承認を受ける必要があります。申請手続き、申請に必要な書類については下記の記録等事務代行ポータルサイトのリンクよりご確認ください。



記録等事務代行サービスポータルサイト

記録等事務代行ポータルサイトは電子車検証の運用が開始される令和5年1月より開設致します。開設後はオンラインによる記録等事務代行業務の委託申請を行うことが可能となります。
開設前に委託申請を行われる場合は、下記を参照の上手続きを行ってください。

申請される方へ重要なお知らせ

特定記録等事務及び特定変更記録等事務の業務を行うには、令和5年1月以降に交付※される電子車検証が必要となります。

※令和5年1月以降運輸支局等において、新規検査、継続検査、構造等変更検査及び登録手続き等、従来「自動車検査証」が交付される手続きを行った場合に電子車検証が交付されます。

また、委託申請については、令和5年1月からオンライン化する予定です。

紙の申請より便利となりますので、オンライン申請を是非ご利用下さい。

なお、紙による委託申請で不備等がある場合には時間がかかりますので、ご理解ください。

記録等事務委託制度について

委託を受けた事業者については下記「記録等事務代行者一覧」を参照してください。

記録等事務代行者一覧(PDF)

記録等事務代行アプリについて

記録等事務代行者において車検証の更新、検査標章等の発行を行うためには、国土交通省から提供する「記録等事務代行アプリ」をインストールし、作業を行う必要があります。

利用開始時期	2023年1月
サービス時間	24時間365日 ※メンテナンス等で一時的にご利用できなくなることがございます。
利用可能者	記録等事務代行者（特定記録等事務代行者及び特定変更記録等事務代行者）
動作環境	PC：Windows 10、Windows 11
主な機能	・車検証情報の更新 ・自動車検査証記録事項帳票、検査標章等の印刷・発行 (車検証情報の更新にはICカードリーダーが必要で、また、印刷にはプリンターが必要です。)

利用の流れ



※ICカードについて詳細はこちら

2023年1月4日より

車検証が電子化されます



電子車検証でここが変わる！



A6サイズで
コンパクト



車検証情報は
アプリで確認



記録等事務代行サービスで
一部手続きが出頭不要



周知用リーフレット(裏面)

電子車検証とは？

2023年1月4日より自動車検査証を電子化し、必要最小限の記載事項を除き自動車検査証情報はICタグに記録します。ICタグの情報は汎用のカードリーダーが接続されたPCや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。



表



裏

車検証閲覧アプリ



電子車検証の券面には、有効期間や使用者住所、所有者情報が記載されないため、ユーザーや関係事業者は、車検証閲覧アプリを活用して当該情報を確認することができます。

**アプリのインストール方法は
準備でき次第特設サイトでご案内します**

事業者の皆様へ 記録等事務代行サービス



電子車検証に搭載されているICタグの記録情報の書き換えのみの継続検査や変更記録手続きの場合、運輸支局等から委託を受けた記録等事務代行者は運輸支局等への出頭は不要となります。運輸支局長等から委託を受けた記録等事務代行による電子車検証の記録事項の書き換え及び検査標章その他帳票の印刷を可能とする記録等事務代行サービスを新たに構築します。



電子車検証特設サイト

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>





令和 4 年 8 月 31 日

自動車局保障制度参事官室

乗るなら確認 「自賠償」お忘れなく！

～令和 4 年度自賠償制度広報・啓発活動の実施～

国土交通省では、9 月 1 日より 1 ヶ月間、自賠償制度の広報・啓発活動を実施することにより、自賠償保険・共済への加入促進を図ります。

自動車損害賠償責任保険・共済（以下「自賠償保険」という。）は、交通事故発生時における被害者の基本的な対人賠償を確保するため、自動車損害賠償保障法により道路を走る全てのクルマ・バイクに加入が義務付けられている強制保険です。

無保険の状態で交通事故を起こした場合、加害者は刑事処分・行政処分の対象となるばかりではなく、多額の損害賠償金を自己負担することになり、被害者への損害賠償にも支障をきたすことがあります。

このため、例年 9 月を「自賠償制度広報・啓発期間」と位置付け、自賠償制度の重要性や役割、無保険車運行の違法性等について広報・啓発活動を実施し、自賠償保険への加入促進を図っています。

本年度は「乗るなら確認 「自賠償」お忘れなく！」の標語の下、次のとおり自賠償制度広報・啓発活動を実施します。

実施内容等の詳細については、別紙 1 をご参照ください。

1. 期間

令和 4 年 9 月 1 日（木）から 9 月 30 日（金）まで

2. 主な実施事項

(1) ポスター掲示・リーフレット配布

関係機関・団体や学校等において、自賠償制度の重要性や役割等を紹介するポスターの掲示及びリーフレットの配布を行います。図柄は別紙 2 をご参照ください。

(2) 関係業界等と連携した街頭広報活動の実施

運輸支局において、地域の損害保険会社や代理店等と共同し、街頭における自賠償制度の広報・啓発活動を実施します。

《問い合わせ先》

自動車局保障制度参事官室 藤田、西脇

代表 03-5253-8111（内線 41534、41544）

直通 03-5253-8585

FAX 03-5253-1638

1. 広報・啓発活動の内容

(1) 自賠責保険への加入促進、無保険車運行の違法性の周知

クルマ・バイクの保有者を対象として、自賠責制度の重要性や役割、無保険車運行の違法性や悪質性等を訴え、自賠責保険への加入促進を図ります。

また、特にバイクについては自賠責保険のステッカーの貼り替え忘れが多い現況を踏まえ、ステッカー貼り替え忘れに対する注意喚起も併せて実施します。

(2) 自賠責制度に関する認識度の向上

万一、交通事故の当事者となった場合に備え、各種の被害者救済対策等も併せて紹介することで、クルマ・バイクの保有者のみならず、その家族も含めた国民全体に対し、自賠責制度の認識度の向上を図ります。

2. 主催

自賠責広報協議会（7 府省 20 団体により構成）

（構成機関及び団体）

国土交通省、内閣府、警察庁、金融庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、独立行政法人自動車事故対策機構、一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人外国損害保険協会、全国共済農業協同組合連合会、日本再共済生活協同組合連合会、全国自動車共済協同組合連合会、全国トラック交通共済協同組合連合会、一般社団法人日本損害保険代理業協会、自動車安全運転センター、軽自動車検査協会、一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人全国軽自動車協会連合会、一般社団法人日本二輪車普及安全協会、一般財団法人全日本交通安全協会、公益財団法人日本道路交通情報センター、一般社団法人日本自動車販売協会連合会、一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会、一般社団法人日本自動車連盟、全国石油商業組合連合会

3. 参考

(1) 令和 3 年中の交通事故発生状況

（出典：警察庁交通局 令和 4 年 3 月発表「令和 3 年中の交通事故の発生状況」）

発生件数	305,196 件
負傷者数	362,131 人
死者数	2,636 人

(2) 自賠責制度の詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/>

または 自賠責保険ポータルサイト で検索

**電動キックボードを
運転する際にも
自賠責保険(共済)への
加入が必要です。**
電動キックボードは
原動機付自転車等
に該当します。



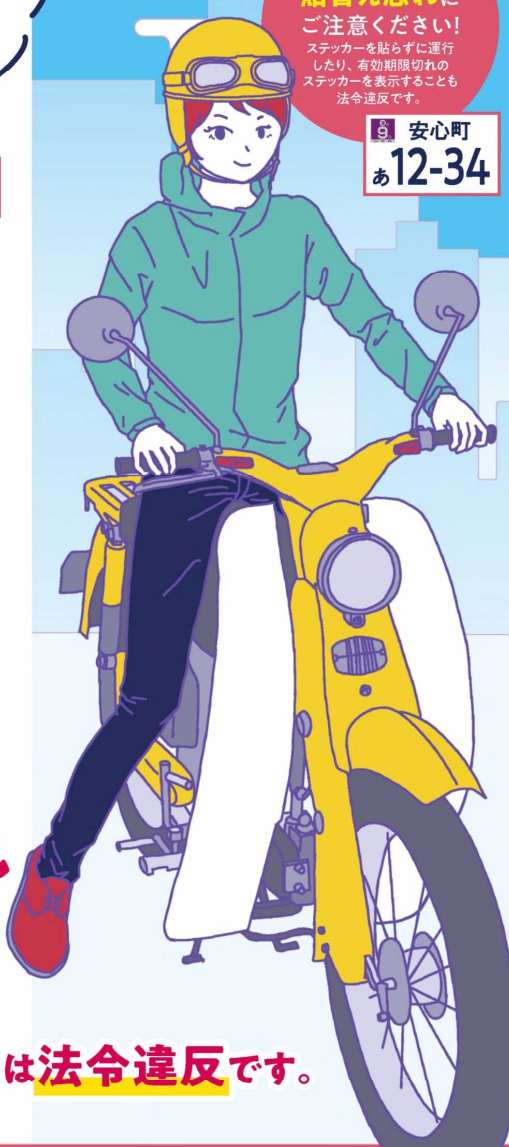
乗るなら
確認

「自賠責」

お忘れなく!

**ステッカーの
貼替え忘れに
ご注意ください!**
ステッカーを貼らずに運行
したり、有効期限切れの
ステッカーを表示することも
法令違反です。

安心町
あ **12-34**



自賠責保険(共済)未加入での運行は法令違反です。

 自賠責って?

「自賠責」は、交通事故の被害者の救済や、万が一加害者となってしまう場合に備えるための保険(共済)制度です。
もしも、「自賠責」に加入しないで人身事故を起こすと、多額の損害賠償金を自分で支払わなければなりません!

 自賠責の加入は簡単です

各損害保険会社・共済協同組合・農業協同組合や保険(共済)代理店、クルマ・バイクの販売店等で簡単に加入できます!
250cc以下のバイク(原付含む)なら、一部のコンビニやインターネットでも、簡単な手続きで加入できます!

 チェック!自賠責の有効期限



250cc以下のバイク(原付含む)はナンバープレートのステッカーの有効期限をチェック(ステッカーの色は全7色あり、年ごとに異なります)



自動車及び250ccを超えるバイクは車検ステッカーの有効期限をチェック

 詳しくは

自賠責ポータルサイト **検索**

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/>



**無保険(共済)車・
無車検車を見かけたら**

無保険車通報窓口 **検索**

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_003_000012.html



国土交通省



独立行政法人
自動車事故対策機構

一般社団法人 日本損害保険協会

一般社団法人 外国損害保険協会



一般社団法人 日本損害保険代理業協会



JA共済 こくみん共済(金沢共済)



全自共 交協連

自賠責保険・自賠責共済

令和4年9月30日
自動車局整備課

大型車のホイール・ナットの緊急点検を行います！

近年、大型車の車輪脱落事故が増加傾向にあることを踏まえ、国土交通省は大型自動車メーカー（4社）と連携し、大型車のユーザーに対しタイヤ脱着時のホイール・ナットの保守管理について緊急点検を行います。

近年、大型車の車輪脱落事故が増加傾向にあることを踏まえ、さらなる事故防止対策を進めるため令和4年2月に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」（座長：伊藤 紳一郎（独）自動車技術総合機構交通安全環境研究所）において、車輪脱落事故車両の調査等を行ったところ、事故を起こした車両では劣化したホイール・ナットが使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ナットの清掃や潤滑剤の塗布等が、適切に行われていない状況が明らかになりました。

劣化したホイール・ナット等を使用すると、ホイール・ナットが本来の位置まで締まらず、十分な締結力が得られないため、走行中にホイール・ナットが緩み車輪が脱落するおそれがあります。



大型車の車輪が人に衝突した時の模擬動画



模擬動画の本編は
こちらからご覧頂けます

このような状況を踏まえ、国土交通省は令和4年10月1日より大型車のユーザー等へ適切なタイヤ脱着作業について周知・啓発を図るため「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

今年度は、車齢4年以上の大型車の個々のユーザーにダイレクトメールを郵送し、ホイール・ナットの適切な保守管理について緊急点検を行います。

【対象車両：2018年9月30日以前に登録された大型車 約38万台】

なお、緊急点検の結果、劣化したホイール・ナットの交換が必要な場合は、大型自動車メーカー（4社）より左側後輪分の新品のホイール・ナットが無償提供されます。

【大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン】

●重点項目

- 大型車のホイール・ナットの緊急点検の実施
- 適切なタイヤ脱着作業の動画やチラシ（別紙2）を活用した、大型車のユーザーやタイヤ脱着作業関係者への啓発 等

●実施期間

令和4年10月1日 ～ 令和5年2月28日

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス
<添付資料>

別紙1：大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会について

別紙2：大型車の車輪脱落事故防止のための啓発チラシ

別紙3：令和3年度 大型車の車輪脱落事故発生状況



新品のホイール・ナット



劣化したホイール・ナット

大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会について

1. 趣旨

大型車の車輪脱落事故は、大事故に繋がりがねない大変危険なものである。国土交通省では関係機関と連携し、大型車のタイヤ交換作業の徹底に係る周知・啓発活動や、街頭検査におけるホイール・ナットの緩みの適切な確認等、各種事故防止対策に取り組んできているところである。しかしながら、大型車の車輪脱落事故は依然として増加傾向にあり、令和2年度 131 件、令和3年度 123 件の報告を受けている。

そこで、大型車の車輪脱落事故防止対策をさらに進めるため、「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」を設置（令和4年2月～）し、車輪脱落事故の要因のさらなる調査、分析等を行う。

2. 検討会での議論事項

- ① 大型車の車輪脱落事故の調査、分析
- ② 大型車のタイヤ交換作業等の実態調査
- ③ 海外における大型車の車輪脱落事故の発生状況調査
- ④ 大型車の車輪脱落防止対策の検討

3. スケジュール

令和4年末までに4回程度検討会を開催し、とりまとめ予定。

4. 構成員

○伊藤 紳一郎	独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所
橋村 真治	芝浦工業大学工学部機械学群機械機能工学科 教授
山口 泉	一般財団法人日本自動車研究所自動車走行研究部 副部長
関根 明年	一般社団法人日本自動車工業会大型車車輪脱落事故防止分科会 分科会長
荻原 正吾	公益社団法人全日本トラック協会交通・環境部 調査役
田中 宏	公益社団法人日本バス協会 技術安全部長
根本 正之	一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部 指導課長
柳川 学	全国タイヤ商工協同組合連合会 所属員
古川 正人	一般社団法人日本自動車タイヤ協会タイヤ検査・事故防止部会 部会長
清水 勝巳	一般社団法人日本自動車機械器具工業会 工具分科会員

○：座長 （敬称略・順不同）

事務局 国土交通省 自動車局 整備課

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

「お・ち・な・い」の徹底で 防ごう、大型車の車輪脱落事故

お

とさない！
脱落防止はまず点検。

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ
唯一かつ最善な手段です。



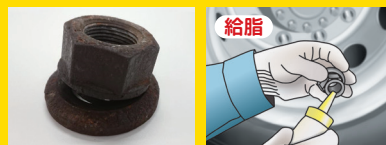
Mr.
整備くん

ち

やんと清掃、
ちゃんと給脂！

- ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布してください。ナットをボルトの奥まで回転させたとき、ナットやワッシャーがスムーズに回転するか点検します。
- ワッシャーが固着していたりはずれかかっている場合は、ナットを交換してください。

ナットとワッシャーとの
隙間への注油も忘れずに！



給脂

な

(ナット)
ット締め、トルクレンチを必ず使用！

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付けます。



規定の
締付トルク

- 初期なじみのため、タイヤ交換後50～100km走行後を目安に増し締めを実施してください。

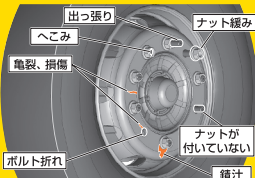


右ねじの「R」表示

い

ちにち一回、緩みの点検！

- 運行前にボルト、ナットを目で見て手で触って点検。



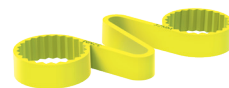
- 特に脱落が多い左後輪は重点的に点検を。



正しい点検方法を
動画でチェック！



ホイールナットの緩みが一目でわかり、高精度な点検が誰でも手軽にできる「連結式ナット回転指示インジケーター」の使用方法も動画でご確認いただけます。



詳しくは、
こちらから！



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDTトラック) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」]、
[下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

注意

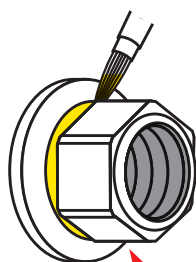
ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの 潤滑について

ISO方式

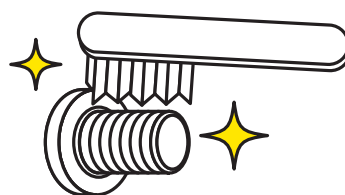
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



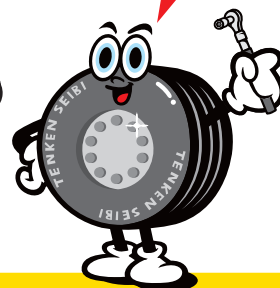
ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の
注意点だよ!



ホイール締め付け方式

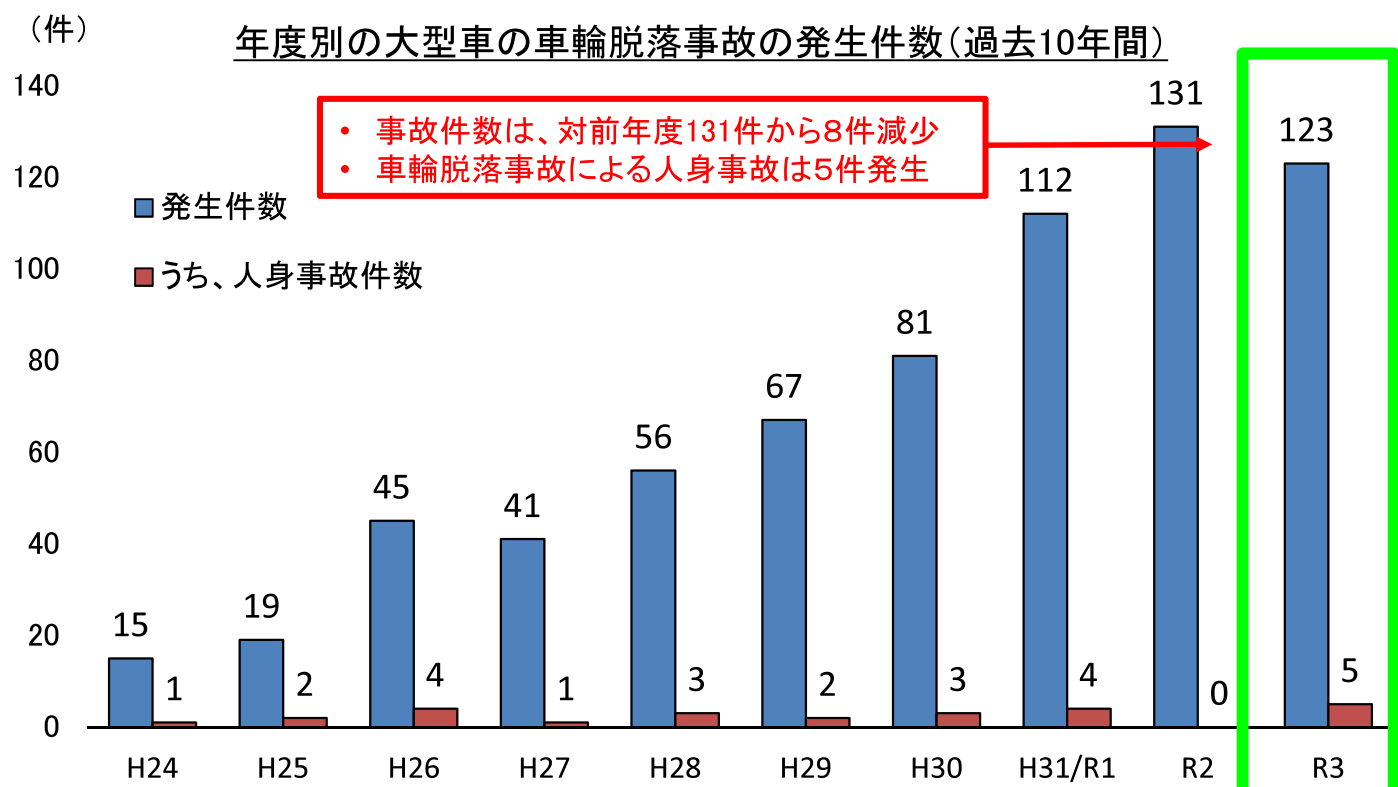
ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。
また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの履き替え	ボルト交換
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		

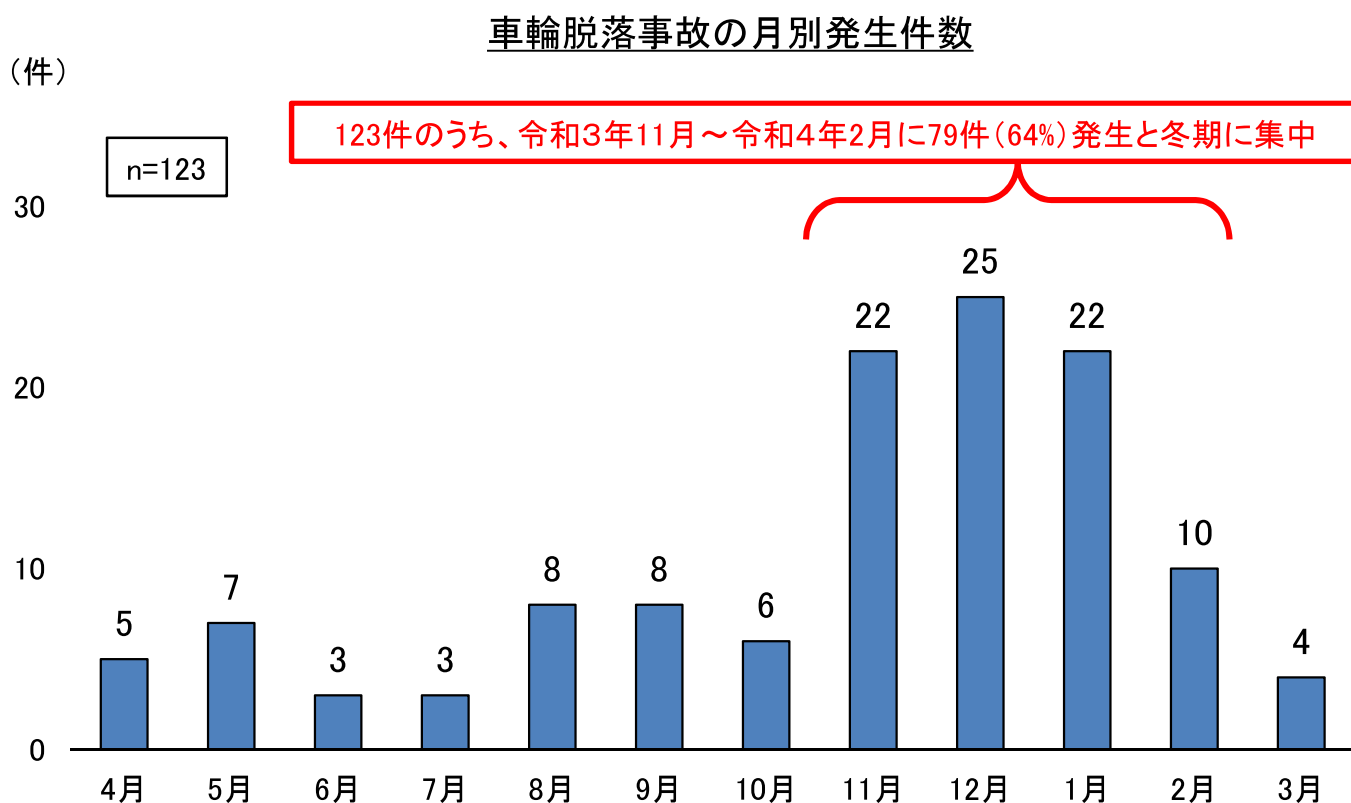


車輪脱落事故発生状況（令和3年度）【別紙3】



※ 車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバスであって、ホイール・ナットの脱落又はホイール・ボルトの折損により、タイヤが脱落した事故

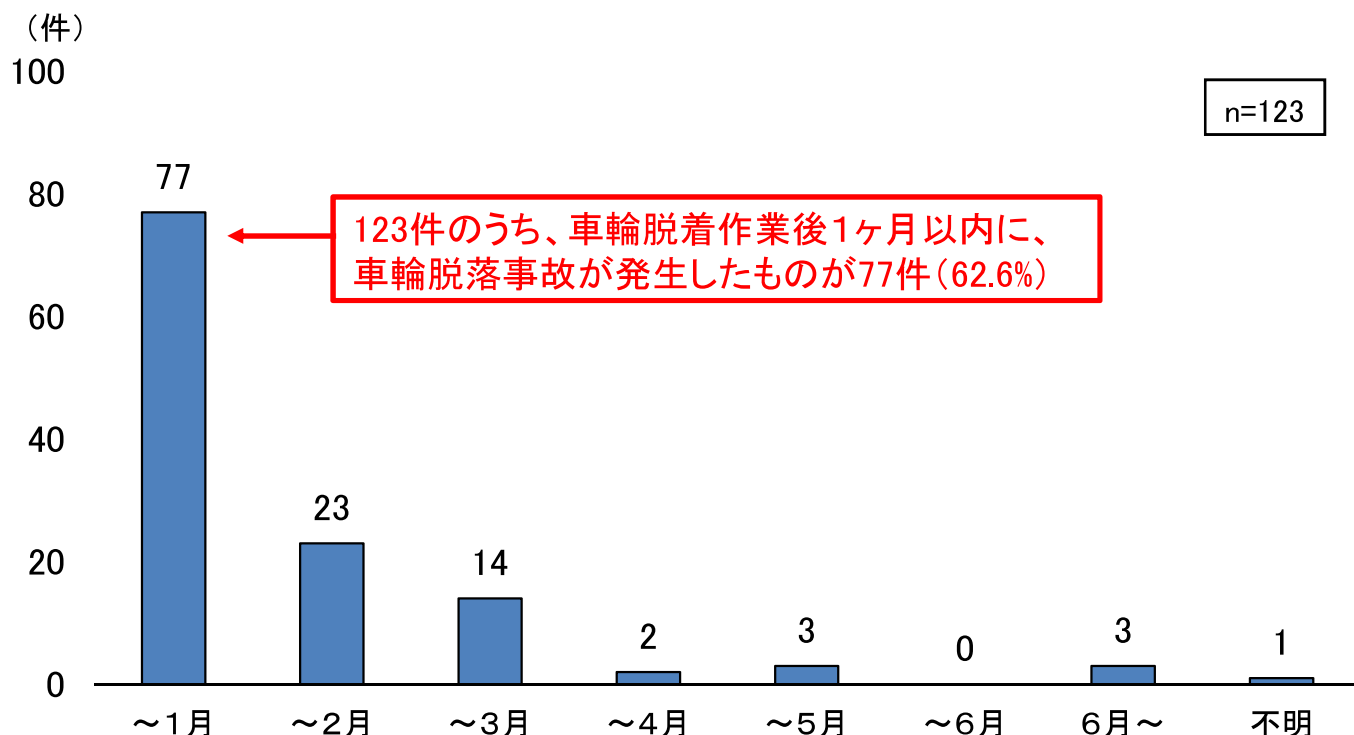
出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況（令和3年度）

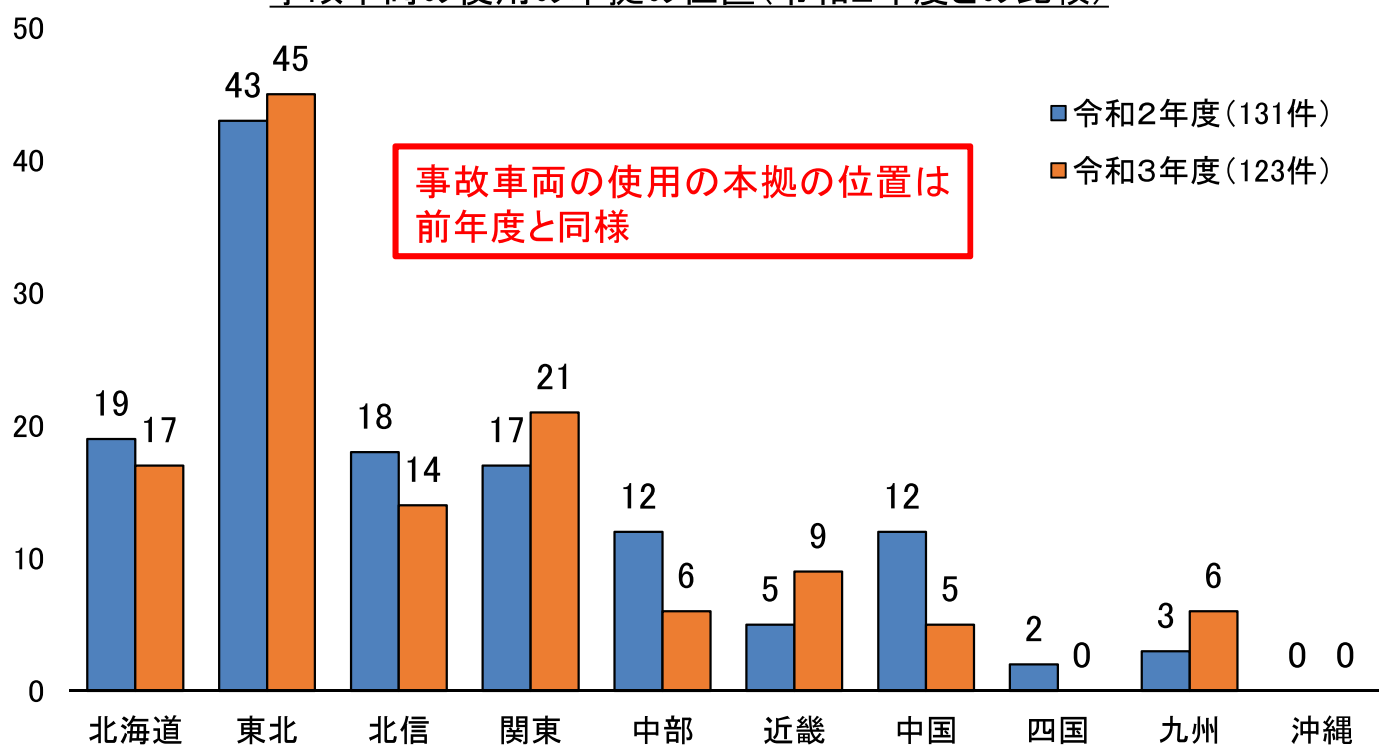
車輪脱着作業から車輪脱落事故発生までの期間



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

(件)

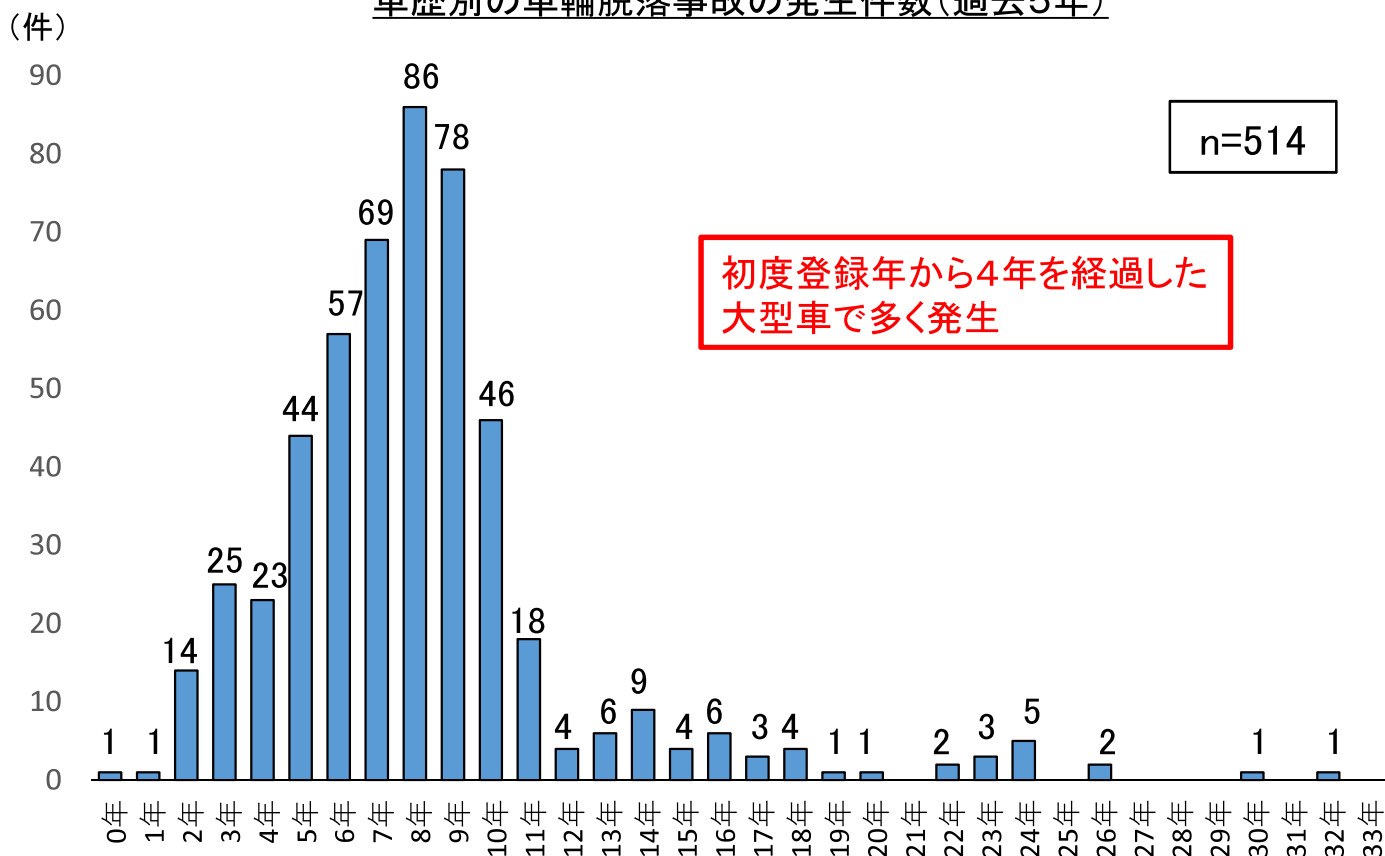
事故車両の使用の本拠の位置（令和2年度との比較）



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

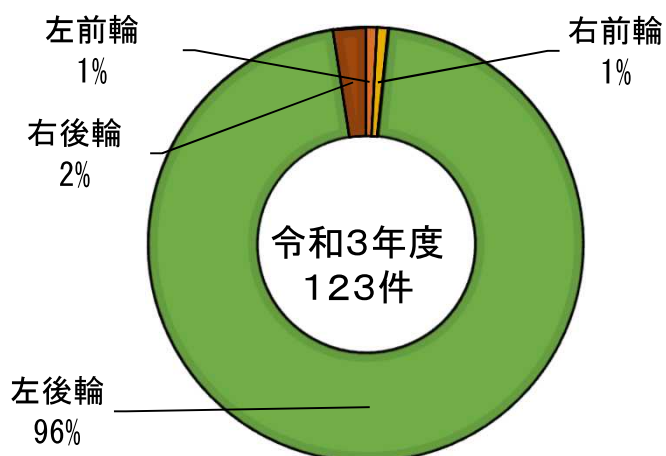
車輪脱落事故発生状況（令和3年度）

車歴別の車輪脱落事故の発生件数（過去5年）



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

脱落した車輪位置

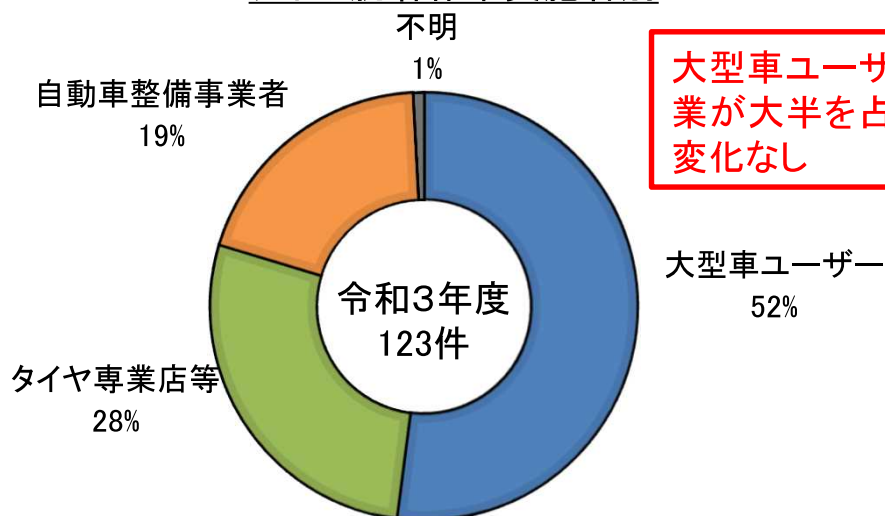


左後輪に集中する傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況（令和3年度）

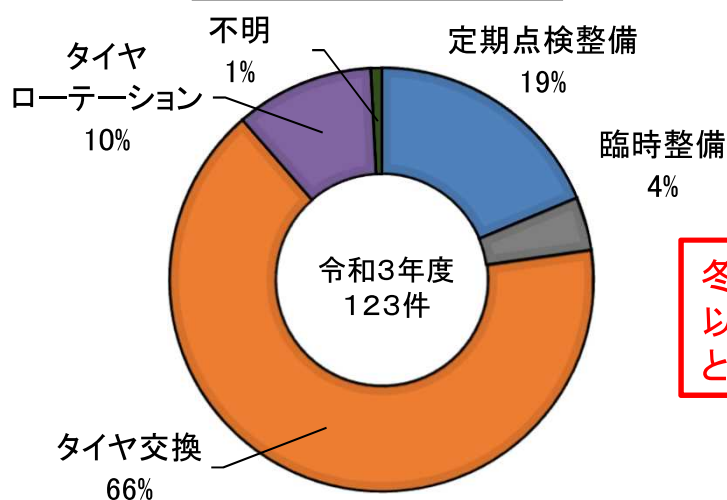
タイヤ脱着作業実施者別



大型車ユーザー自らのタイヤ脱着作業が大半を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

タイヤ脱着作業内容別



冬用タイヤ等への交換が半数以上を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故車両調査（令和3年度）

- 令和3年度発生した車輪脱落事故車両123台のうち95台に対して、各部品に劣化・損傷状態や、タイヤ脱着作業の実施状況を確認する事故車両調査を実施した。
- 事故車両調査の結果、
 - ・ホイール・ボルトやナットに著しいさびがあるものや、ゴミ等の異物が付着しているもの
 - ・ホイール・ナットとワッシャのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットがスムーズに回転しないもの 等、適切なタイヤ脱着作業が実施されていない車両が確認された。

事故車両調査により確認された各部品の劣化・損傷事例

著しいさびや汚れによる
ホイール・ナットとワッシャ
の固着



ホイール・ボルトに
著しいさびや汚れ等の
付着



スムーズに回転しない
ホイール・ナット



（ホイール・ナットとワッシャのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットとワッシャにガタが発生し、スムーズに回転しない。）

著しいさびによる
ディスク・ホイールの損傷



（ディスク・ホールのボルト穴や、ホイール・ナットの当たり面に、著しいさびによる剥離や損傷が発生している。）

令和4年10月14日
自動車局整備課

大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開！

大型車の、適切なタイヤ脱着作業や保守管理作業手順をいつでも確認できるよう、解説動画を作成し YouTube 国交省公式アカウントに公開しました。

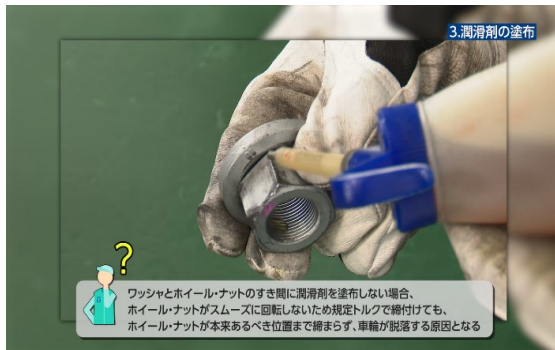
近年大型車の車輪脱落事故が増加傾向にあることを踏まえ、さらなる事故防止対策を進めるため、令和4年2月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」（座長：伊藤紳一郎（独）自動車技術総合機構交通安全環境研究所）を設置しました。この検討会において車輪脱落事故車両の調査等を行ったところ、事故を起こした車両では、劣化したホイール・ナットが使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ナットの清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていなかったりする状況が明らかになりました。

このような状況を踏まえ、大型車ユーザー等のタイヤ脱着作業者が、いつでも適切なタイヤ脱着作業手順や保守管理作業手順を確認できるよう、作業手順動画を作成し公開しました。

大型車の車輪の脱落は、大事故につながりかねない大変危険なものです。この機会に是非とも動画をご覧ください、適切なタイヤ脱着作業、保守管理作業の実施をお願いします。

【タイヤ脱着作業時のポイント】

ホイール・ナットへ潤滑剤の塗布



ホイール・ナットとワッシャのすき間に、潤滑剤を塗布してください

増し締めの実施



タイヤ脱着後、50km～100km 走行後を目安に、ホイール・ナットを既定のトルクで再度締め付けます



▶ 啓発動画の本編はこちらのQRコード

または国土交通省 YouTube チャンネルからご覧下さい

https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRII2zJVaaybwEEKAm5YVi

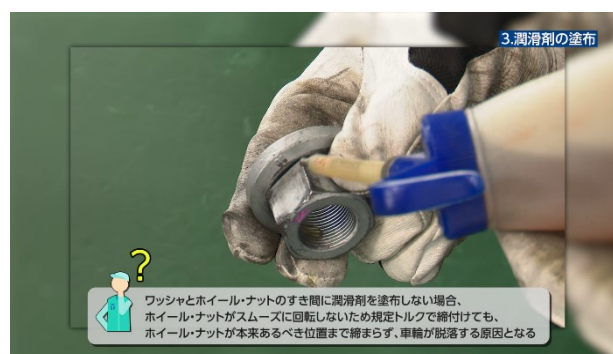
<添付資料> 参 考：適切なタイヤ脱着・保守管理作業手順啓発動画（抜粋）

適切なタイヤ脱着・保守管理作業手順啓発動画（抜粋）

＜適切なタイヤ脱着作業手順＞



ホイール・ナットのワッシャが円滑に回転するか、軽く押し当て手で回して確認してください。



ホイール・ナットとワッシャのすき間にも必ず潤滑剤を塗布してください。

＜適切なタイヤ保守管理作業手順＞



タイヤ脱着後、50km～100km 走行後を目安に、ホイール・ナットを既定のトルクで再度締め付けます。



ホイール・ナットに緩みがないか、マーキング、インジケーターによる目視確認か、点検ハンマーによる確認を行います。



令和4年10月21日
自動車局自動車情報課

“走る広告塔”として地域の魅力を発信！

～ 新たに10地域から地方版図柄入りナンバープレートの導入申込み ～

地域の観光資源等をデザインした地方版図柄入りナンバープレートについて、本年4月から新たな導入地域の募集を行っていたところですが、今般、10地域から導入の申込みがありました。

今後、導入申込み地域において、11月末までに具体的な図柄が検討されます。

1. 新たな導入申込み地域 ※詳細は参考資料をご覧ください。

- ・ 都道府県の全域を単位とする図柄* *今般の新たな地域募集にあたって新設
5地域（秋田県、栃木県、群馬県、東京都、沖縄県）
- ・ 既存の地域名表示を単位とする図柄
5地域（いわき、那須、岡崎、堺、広島）

2. 今後のスケジュール

- ・ 図柄の提案 令和4年10月3日から令和4年11月30日まで
- ・ 交付開始 令和5年10月頃

3. 新たな地域名表示（ご当地ナンバー）を単位とする図柄について

今般の募集では、保有車両数等の一定の要件を満たした場合に、新たなご当地ナンバーを単位とする図柄の導入も可能としており、今後、市区町村の要望を受けた都道府県より国土交通省に対して、導入申込み等が行われる予定です。

<スケジュール>

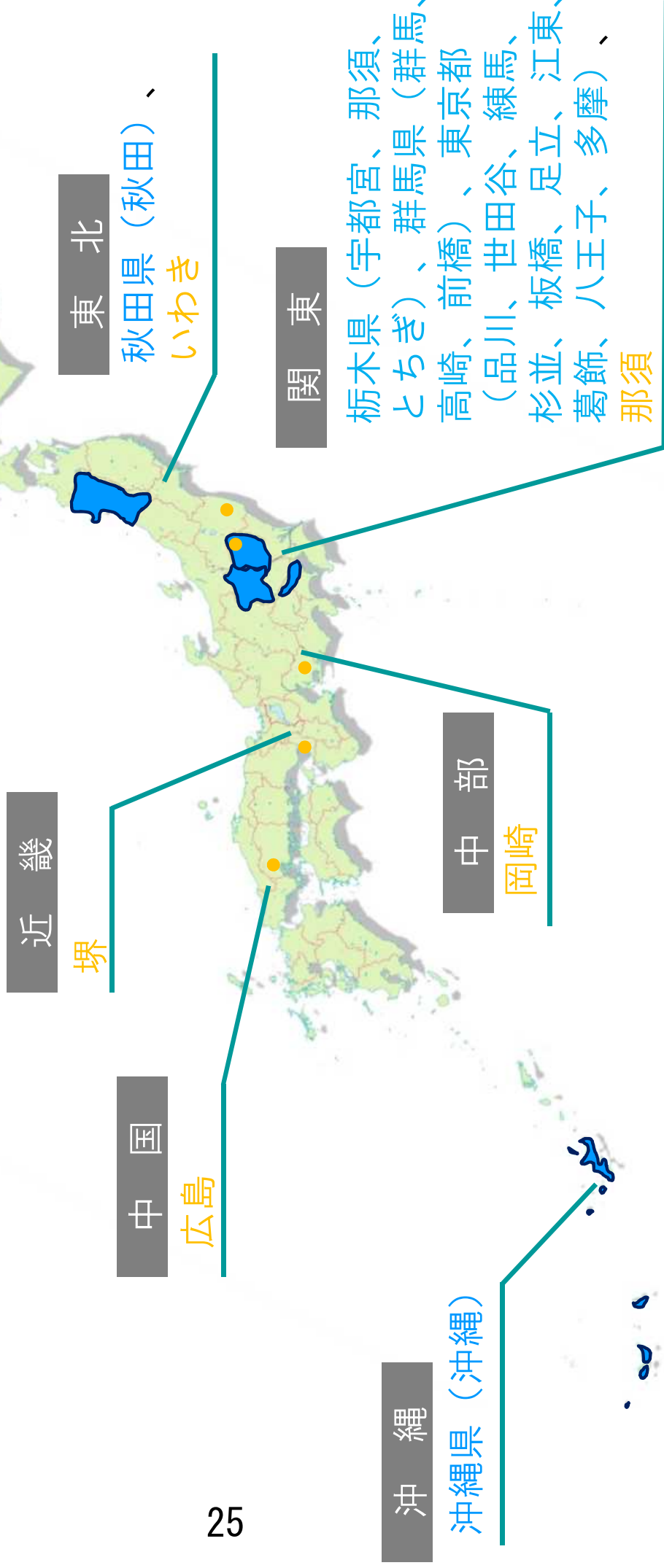
- ・ 意向表明 令和4年11月30日まで
- ・ 導入申込み 令和5年3月15日から令和5年3月31日まで
- ・ 図柄の提案 令和5年11月1日から令和5年12月28日まで
- ・ 交付開始 令和7年5月頃

【問い合わせ先】国土交通省 自動車局 自動車情報課 藤澤・柿崎・清水

電話：03-5253-8111（内線 41145/42103）直通：03-5253-8588 FAX：03-5253-1639

10 地域

都道府県単位 : 5地域
地域名表示単位 : 5地域



新たな地方版図柄入りナンバープレート導入申込み地域

○都道府県の全域を単位とする図柄

都道府県	導入申込み地域 (ナンバー表示)	対象区域
秋田県	秋田	秋田県内全市町村
栃木県	宇都宮、那須 とちぎ	栃木県内全市町村
群馬県	群馬、高崎 前橋	群馬県内全市町村
東京都	品川、世田谷 練馬、杉並 板橋、足立 江東、葛飾 八王子、多摩	東京都内全市区町村
沖縄県	沖縄	沖縄県内全市町村

○既存の地域名表示を単位とする図柄

都道府県	導入申込み地域 (ナンバー表示)	対象区域
福島県	いわき	いわき市、東白川郡（棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村）、石川郡（石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町）、田村郡（小野町）、双葉郡（広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）
栃木県	那須	大田原市、那須塩原市、那須町
愛知県	岡崎	岡崎市、額田郡（幸田町）
大阪府	堺	堺市
広島県	広島	広島市、呉市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡（府中町、海田町、熊野町、坂町）、山県郡（安芸太田町、北広島町）

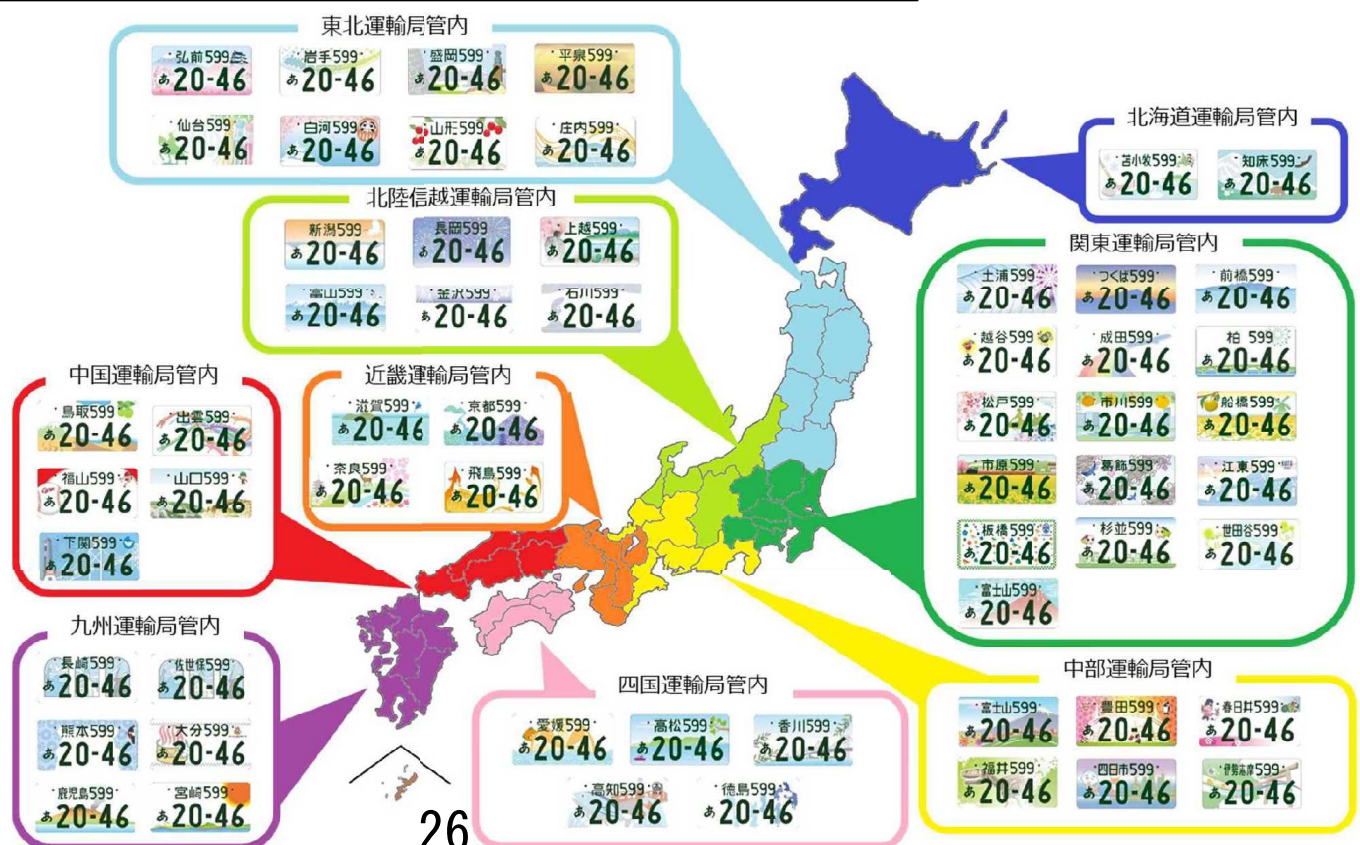
(参考)現在の地方版図柄入りナンバープレートの交付地域一覧

導入地域…58/133地域

第1弾：平成30年10月 41地域（仙台・つくば・富士山・豊田 等）

第2弾：令和2年5月 17地域（弘前・松戸・江東・四日市・飛鳥 等）

※ 第2弾地方版図柄入りナンバープレートについては、ご当地ナンバーと組み合わせで募集。



令和4年10月24日
自動車局自動車情報課

大阪・関西万博特別仕様ナンバープレートの交付を開始！！

～大阪・関西万博のワクワクを、感動を、あなたの車に！～

国土交通省では、**本日から大阪・関西万博特別仕様ナンバープレート**を交付いたします。本特別仕様ナンバープレートは、大阪・関西万博の開催機運の醸成を図ることを目的に、約3年間の期間限定で、**全国で交付**するものです。

1. 大阪・関西万博特別仕様ナンバープレートのデザイン

	登録自動車（自家用）	登録自動車（事業用）	軽自動車（自家用）
フルカラー版 （寄付金あり）			
モノトーン版 （寄付金なし）			

2. 申込み方法

ご自身で**ウェブサイト** (<http://www.graphic-number.jp>) からお申込みいただくか、**交付窓口**もしくは、お近くの**ディーラー・整備工場等**にご相談ください。

3. 料金

特別仕様ナンバープレートの料金は地域により異なりますので、詳しくは、国土交通省ホームページ (https://www.mlit.go.jp/jidosha/zugaranumber_expo2025/) をご確認ください。

例：大阪地区 8,400 円、全国平均 8,413 円（中板 2 枚一組）



4. 交付期間

令和4年10月24日（月）～令和7年12月26日（金）

5. 寄付金の活用

フルカラー版の特別仕様ナンバープレートの申込み時にいただいた寄付金（1,000 円以上）は、大阪・関西万博の開催に関連した交通サービスの充実等に充てられる予定です。※寄付金無しの場合は、モノトーン版の特別仕様ナンバープレートとなります。

【問い合わせ先】自動車局 自動車情報課 藤澤・柿崎・清水

電話：03-5253-8111（内線：41145、42103）直通：03-5253-8588 FAX：03-5253-1639



令和4年10月24日
自動車局貨物課

貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について

「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)を踏まえ、軽乗用車についても、貨物軽自動車運送事業の用に供することを可能とします。

1. 背景

貨物軽自動車運送事業に使用できる車両については、「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」(平成18年8月28日付国自総第250号、国自貨第69号、国自整第63号。以下「軽貨物事業経営届出等取扱通達」という。)において、「届出に係る軽自動車(二輪の自動車を除く。)の乗車定員が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切なものでないこと。」と規定されています。

一方、「規制改革実施計画」において、「貨物軽自動車運送事業で使用できる車両が軽貨物車に限られている運用について、軽乗用車の使用を可能とする検討に着手し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。」こととされました。

2. 概要

貨物軽自動車運送事業の経営の届出の受理に当たっては、軽貨物事業経営届出等取扱通達に基づき、最大積載量の記載のある車両に限って認めてきたところですが、今般、「規制改革実施計画」を踏まえ、軽乗用車についても、貨物軽自動車運送事業の用に供することを可能とし、届出の受理の取扱いについて規定します。

なお、軽乗用車を使用する場合であっても、使用の本拠の位置(営業所住所)を管轄する運輸支局に貨物軽自動車運送事業の経営届出を行った上で、軽自動車検査協会において事業用のナンバープレート(黒ナンバー)の発行を受けることが必要です。

※別添1、2参照

3. 今後のスケジュール

通達発出：10月24日(月)

通達施行：10月27日(木)

【問合せ先】

自動車局貨物課 武藤、羽田野

代表 03-5253-8111 (内線 41333、41323)

直通 03-5253-8575 FAX 03-5253-1637

国自安第 99 号
国自貨第 95 号
国自整第 166 号
令和 4 年 10 月 24 日

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長
関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長
各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長
沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長

殿

自動車局安 全 政 策 課 長
(公 印 省 略)
貨 物 課 長
(公 印 省 略)
整 備 課 長
(公 印 省 略)

貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について

貨物軽自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 4 項に規定する貨物軽自動車運送事業をいう。以下同じ。）に使用できる車両については、「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」（平成 18 年 8 月 28 日付国自総第 250 号、国自貨第 69 号、国自整第 63 号。以下「軽貨物事業経営届出等取扱通達」という。）において、「届出に係る軽自動車（二輪の自動車を除く。）の乗車定員が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切なものでないこと。」と規定されている。

一方、「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、「貨物軽自動車運送事業で使用する車両が軽貨物車に限られている運用について、軽乗用車の使用を可能とする検討に着手し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。」こととされたところ、貨物軽自動車運送事業の経営の届出の受理に当たっては、軽貨物事業経営届出等取扱通達に基づき、最大積載量の記載のある車両に限って認めてきたところであるが、軽乗用車についても、貨物軽自動車運送事業の用に供することを認めることとする旨、了知されたい。

貨物軽自動車運送事業者が軽乗用車を用いて貨物軽自動車運送事業を行う場合における貨物軽自動車運送事業の届出の受理の取扱いについては、以下に定めるところ

により行うものとし、以下に定めのない事項については軽貨物事業経営届出等取扱通達により行うこととしたので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。

記

1. 積載できる貨物の重量は、乗車定員数から乗車人数を控除した数に五十五を乗じた重量（単位キログラム）以内とすること。
また、荷物の位置が極端に運転者室及び客室の前方、後方又は片側に偏る積載をしないこと。
2. 運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）輸送担当は、軽乗用車を用いて貨物軽自動車運送事業を行う貨物軽自動車運送事業者に対し、届出を受理した際に、1.の積載できる貨物の重量を超えた貨物の運送及び有償で旅客の運送をしてはならない旨周知及び指導すること。
3. 運輸支局輸送担当は、軽乗用車を用いて貨物軽自動車運送事業を行う貨物軽自動車運送事業者に対し、事業者自らが過労運転の防止や運転者の酒気帯びの有無の確認等の運行管理を適切に行うことについて周知すること。
4. 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項各号に規定する自動車検査証の記載事項のうち、同項第13号に規定する「自家用又は事業用の別」は「事業用」、同項第14号に規定する「用途」は「乗用」とする。

附則（令和4年10月24日国自安第99号、国自貨第95号、国自整第166号）

本通知による取扱いは、令和4年10月27日以降に事業用自動車等連絡書を交付するものから適用する。

軽貨物自動車運送事業者に対して、関係法令において以下に示すような安全確保等にかかる規定がありますので、これらを遵守いただき安全運行につとめてください。

「主な安全規制」

表

・休憩や休息が十分とれるように、勤務時間及び乗務時間を定めていただき、これを遵守しましょう。



貨物自動車運送の届出です。
旅客の運送はできません！



・乗務前にアルコールチェッカーによる酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無、車両の点検などを確認し、記録する必要があります。



・貨物の運送に関する損害賠償に対応できる任意保険等に参加しましょう。



・過積載運行はやめましょう。

乗用車使用の場合、積載可能な重量は
(乗車定員 - 乗車人数) × 55kgです。



・車両に名称、氏名若しくは記号を見やすいように表示しましょう。

・視野もしくはハンドルその他の装置の操作を妨げることとなるような積載はやめましょう(道交法)。



裏面に続く

運転手を雇用している場合は、表面の安全規制の他、次の事項も実施しなければなりません。

裏

・運転者を雇用している場合、乗務前に酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無、車両の点検などを確認し、安全な運行を行うための指示、いわゆる「点呼」を実施しましょう。



・過積載にならないよう運転者に適切に指導しましょう。



・安全な運行を行うため、運転者に適切な指導を実施し、その結果を記録しましょう。



これら「主な安全規制」は、遵守しなければならない一例となります。

詳しくは

・「貨物自動車運送事業輸送安全規則」をご覧ください
・各都道府県の運輸支局輸送担当まで、ご連絡ください。



令和 3 年度 指定監査結果集計表(口頭注意件数)

	札幌	函館	室蘭	旭川	帯広	釧路	北見	局計
(1)指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り(3点)								
①点検整備項目の記載漏れ、誤り	6	0	0	49	0	0	25	80
②完成検査欄記載漏れ(誤り)								
Co/Hc	0	0	0	0	0	0	2	2
DS	0	0	0	0	0	0	3	3
ヘッドライト	1	1	0	0	1	0	6	9
サイドスリップ	0	0	0	0	0	0	0	0
ブレーキ	1	1	0	4	0	0	23	29
スピード(誤差)	1	0	0	0	0	0	1	2
排気騒音	0	0	0	0	0	0	0	0
補助前照灯	2	0	0	0	0	0	1	3
タイヤ振れ	0	0	0	0	0	0	0	0
警音器	0	0	0	0	0	0	1	1
③目視検査欄の記載漏れ、誤り	(全部)	0	0	0	3	0	0	3
	(一部)	9	0	0	5	0	0	14
④記載事項照合欄記載漏れ、誤り(同一性)	1	1	0	0	0	0	4	6
⑤交付番号記載漏れ、誤り	0	2	0	2	1	0	2	7
⑥検査年月日記載誤り	0	0	0	2	0	0	0	2
(2)適合証の検査年月日、交付年月日を記載漏れ、記載誤りし、適合証を交付した(3点)								
①検査年月日記載漏れ、誤り	0	0	0	0	0	0	0	0
②交付年月日記載漏れ、誤り	0	0	0	0	0	0	0	0
③その他記載漏れ、誤り(保険、最終検査申請日等)	0	0	0	0	0	0	0	0
(3)検査員の証明を記載漏れ、記載誤りした(3点)								
検査員氏名記載漏れ	0	0	0	0	1	0	0	1
(4)記録簿の様式間違い(3点)	0	0	0	0	0	0	0	0
(5)検査員の変更届出等未提出(9点)	0	0	0	0	0	0	0	0
(6)事業場等の変更届出未提出(3点)	0	0	0	0	0	0	0	0
(7)その他								
自賠責保険不足	0	0	0	1	0	2	0	3
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0

	札幌	函館	室蘭	旭川	帯広	釧路	北見	局計
監査件数	168	69	7	238	22	24	90	618
口頭注意を受けた事業場数	22	4	0	61	3	2	54	146
(監査件数あたりの比率)	(13.1%)	(5.8%)	(0.0%)	(25.6%)	(13.6%)	(8.3%)	(60.0%)	(23.6%)

令和 4 年度 指定監査結果集計表(令和4年10月末)

	札幌	函館	室蘭	旭川	帯広	釧路	北見	局計
監査件数	199	111	56	48	54	6	101	575
口頭注意を受けた事業場数	18	23	12	9	2	1	62	127
(監査件数あたりの比率)	9.0%	20.7%	21.4%	18.8%	3.7%	16.7%	61.4%	22.1%

令和3年度及び令和4年度の指定整備事業者の処分状況一覧

(注) 指定整備事業者の認証関係処分だけのものは含みません。

		取 消	停 止	警 告			処分等 事業場数	検 査 員		
				局 長	支局長	合 計		解 任	警 告	合 計
札 幌	R3				3	3	3		3	3
	R4	1			7	7	8	1	4	5
函 館	R3				1	1	1		1	1
	R4					0	0			0
室 蘭	R3					0	0			0
	R4					0	0			0
旭 川	R3					0	0			0
	R4					0	0			0
帯 広	R3		1		2	2	3		4	4
	R4					0	0			0
釧 路	R3					0	0			0
	R4					0	0			0
北 見	R3					0	0			0
	R4					0	0			0
合 計 (全道)	R3	0	1	0	6	6	7	0	8	8
	R4	1	0	0	7	7	8	1	4	5

※ 令和3年度は年度末、令和4年度は10月末の集計値

令和3年度 主な指定自動車整備事業者処分概況（運輸局取扱い概況）

（注）認証関係処分だけのものも含まれます。

【事例1】（帯広管内）

処分：令和4年3月 業態：専業

継続検査申請で提出のあった保安基準適合証の自動車損害賠償責任保険証明書（以下「自賠責」という。）の保険期間が不足していた旨、軽自動車検査協会帯広事務所より連絡があった。特別監査を実施したところ、自賠責保険期間が不足していたにも関わらず保安基準適合証が交付されている事実が確認された。また、保安基準不適合状態の車両、検査の一部を実施していない車両に対して保安基準適合証に証明、交付されている事実及び指定整備記録簿の一部記載漏れが確認された。

〈違反概要〉

・指定関係 ----- 保適証等交付停止15日

- (1) 法令の規定を遵守する体制でない。（3点）
- (2) 故意以外により保安基準不適合状態で保安基準適合証を交付したこと。（1台）
（30点×1（係数））
- (3) 故意以外により検査の一部を実施せず保安基準適合証を交付したこと。（4台）
（10点×1（係数））
- (4) 指定整備記録簿の一部記載漏れがあった。（3点）
- (5) 保安基準適合証の交付日から当該適合証により更新される自動車検査証の有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠責未加入状況になるにもかかわらず保安基準適合証を交付したこと。（1台）（10点×1台）

違反点数の合計

$$(1) 3点 + (2) 30点 + (3) 10点 + (4) 3点 + (5) 10点 \\ = 56点 \times 1 / 2 = 28点$$

・自動車検査員 ----- 文書警告（2名）

- (6) 自動車検査員は、保安基準不適合状態であるにもかかわらず保安基準適合証に証明した。
- (7) 自動車検査員は、検査の一部を実施していないにもかかわらず保安基準適合証に証明した。

※ 違反行為に起因する事故は発生しておらず、故意と認められない。また、過去2年以内に文書警告及び(7)と同種の法令違反が無いことから文書警告とした。

令和3年度 指定自動車整備事業者処分概況（支局長警告概況）

（注）認証関係処分だけのものも含みます。

【事例1】（札幌管内）

処分：令和3年11月 業態：ディーラー

軽自動車検査協会札幌主管支所より、保安基準適合証を添付した継続検査申請があったが、当該保安基準適合証には登録番号及び自賠責保険期間の記載が無い旨の情報提供があった。

事業場に経緯の報告を求め、この報告に基づき特別監査を実施したところ、自動車検査員は自動車に自動車登録番号標の表示がない状態にもかかわらず、自動車検査証との同一性を確認し、保安基準適合証への証明を行い、事業場が保安基準適合証を交付した事実を確認した。

〈違反概要〉

- ・指定関係 ----- 文書警告

- (1) 同一性の相違する自動車にもかかわらず保安基準適合証を交付した。（1台）
- (2) 法令の規定を遵守する体制でない
- (3) 指定整備記録簿の記載誤り

※ 違反点数

〔(1) 20点 + (2) 3点 + (3) 3点〕 × 1 / 2 = 13点

違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。

過去5年間における処分歴はなく、事業全般に渡り改善が見込まれる。

以上のことから、違反点数の合計を2分の1に減じた。

- ・自動車検査員 ----- 文書警告（1名）

- (4) 同一性の相違する自動車にもかかわらず保安基準適合証に証明した。

※ 事業者の処分が文書警告であるため、検査員についても文書警告とした。

【事例2】（札幌管内）

処分：令和4年1月 業態：専業

当該事業者より走行用前照灯点灯時に前部霧灯が消灯する保安基準に適合しない状態で保安基準適合証を交付した旨の自主申告があった。

この報告を受け、事業場へ特別監査を実施したところ、自動車検査員は保安基準不適合状態であるにもかかわらず保安基準適合証に適合する旨の証明を行い、事業者は故意以外により保安基準適合証を交付した事実が確認された。

〈違反概要〉

- ・指定関係 ----- 文書警告

- (1) 故意以外により保安基準不適合状態で保安基準適合証を交付した。（1台）

※ 違反点数

〔(1) 30点〕 × 1 / 2 = 15点

違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。

過去5年間における処分歴はなく、事業全般に渡り改善が見込まれる。

以上のことから、違反点数の合計を2分の1に減じた。

- 自動車検査員 ----- 文書警告（1名）
(2) 保安基準不適合状態にもかかわらず適合証に適合する旨の証明した。
※ 事業者の処分が文書警告であるため、検査員についても文書警告とした。

【事 例3】 （札幌管内）

認証処分：令和4年2月 業態：ディーラー

当該事業者より当支局にパーキングブレーキの整備作業についての相談があり、説明を行ったところ、パーキングブレーキに関する特定整備作業について、事業者の認識に誤りがあることが判明した。

これを受け、過去の作業の調査を行うよう指示したところ、3台の車両について誤った特定整備作業等を行っていた旨の自主申告があった。

この報告を受け、上記事業場へ特別監査を実施したところ、認証を受けた作業場以外で特定整備を行い、特定整備記録簿の作成を行っていなかったことが確認された。

〈違反概要〉

- 認証関係 ----- 文書警告
(1) 認証を受けた作業場以外で特定整備作業を実施したこと。
(2) 特定整備記録簿の不備（記載なし）があったこと。
(3) 整備主任者の分解整備記録簿等に関する統括管理不備だったこと。

※ 違反点数

〔(1)5点(2)3点(3)3点〕×1／2＝6点

違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。

違反行為を自主申告し、現段階における事業者の対応から、当該違反の改善が可能と見込まれる。

以上のことから、違反点数の合計を2分の1に減じた。

【事 例4】 （札幌管内）

認証処分：令和4年3月 業態：専業

当該事業者より当支局に特定整備記録簿の記載誤り等に関する自主申告があった。

これを受け、特別監査を実施したところ、1台の車両について、パックによる料金収受を行ったものの、必要とされる整備を行わなかった点検整備料金の過剰請求及び特定整備記録簿の記載誤りが確認され、他の1台の車両について、特定整備記録簿の記載誤りが確認された。

〈違反概要〉

- 認証関係 ----- 文書警告
(1) 点検整備料金の過剰請求があったこと。
(2) 特定整備記録簿の記載誤りがあったこと。
(3) 整備主任者の分解整備記録簿等に関する統括管理不備だったこと。

※ 違反点数

〔(1) 6点(2) 1点(3) 3点〕×1/2=5点

違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。

過去5年間に行政処分等を受けたことがなく、自動車整備事業全般に渡り改善することが見込まれる。

以上のことから、違反点数の合計を2分の1に減じた。

【事例5】 (札幌管内)

処分：令和4年3月

業態：専業

札幌地方自動車整備振興会より当該事業者において自賠責保険期間が一部未加入の状態で適合証を交付した旨の情報があり、経緯及び改善策の報告の指示を行った。その後、当該事業者より経緯の報告を受けるとともに、書面による監査を実施したところ、自賠責保険期間が一部未加入の状態で適合証を交付した事実が確認された。また、同日行った書面監査により、指定整備記録簿の一部記載漏れが確認された。この報告及び監査結果を受け、さらなる改善状況を確認するために、追加の書面監査を実施したところ、他の車両について、誤った方法により完成検査を実施し、故意以外により検査の一部を実施せずに適合証を交付した事実が確認された。これにより、当該事業者へ特別監査を実施し、上記の事実を再度確認した。

〈違反概要〉

・指定関係 ----- 文書警告

(1) 故意以外により保安基準不適合状態で保安基準適合証を交付した。(1台)

(2) 当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部期間において自賠責未加入状況になるにもかかわらず、適合証を交付した。(1台)

(3) 指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤りがあった。

(4) 法令の規定を遵守する体制でない。

※ 違反点数

〔(1) 10点(2) 10点(3) 3点(4) 3点〕×1/2=13点

違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。

過去5年間における処分歴はなく、事業全般に渡り改善が見込まれる。

以上のことから、違反点数の合計を2分の1に減じた。

・自動車検査員 ----- 文書警告 (1名)

(5) 自動車検査員が、故意以外により検査の一部を実施せず適合証に証明した。

※ 事業者の処分が文書警告であるため、検査員についても文書警告とした。

令和4年度 主な指定自動車整備事業者処分概況（運輸局取扱い概況）

（注）認証関係処分だけのものも含まれます。

【事例1】（札幌管内）

処分：令和4年6月 業態：ディーラー

当該事業者にてパトロール監査を実施したところ、監査実施日に完成検査が終了したフルタイム四駆の2台の速度計誤差の検査の未実施が確認され、その後、事実確認を行ったところ、軽自動車以外のフルタイム四駆である272台の車両について、自動車検査員は指定整備記録簿を虚偽記載し及び保安基準適合証に証明し、事業場管理責任者は、保安基準適合証を交付していたことが判明した。

〈違反概要〉

・指定関係 ----- 取消

(1) 法令の規定を遵守する体制でない。(3点)

(2) 故意により検査の一部を実施せず保安基準適合証を交付したこと。(272台)

(3) 指定整備記録簿の虚偽記載を行ったこと。

違反点数の合計

(1) 3点 + (2) 10点 × 272台 + (3) 30点 = 2753点

・自動車検査員 ----- 解任命令（1名）

(4) 故意により検査の一部を実施せず保安基準適合証を交付したこと。

令和4年度 指定自動車整備事業者処分概況（支局長警告概況）

（注）認証関係処分だけのものも含まれます。

【事例1】（札幌管内）

処分：令和4年5月 業態：ディーラー

当該事業者より車台番号が不鮮明であるにもかかわらず、適合証を交付した旨の申告があった。当該車両は札幌運輸支局の登録担当が車台番号不鮮明の疑いがあるため相談を受けていた車両であった。

その自主申告を受け、特別監査を実施し、違反の事実を再度確認した。

〈違反概要〉

・指定関係 ----- 文書警告

(1) 同一性の相違する自動車にもかかわらず保安基準適合証を交付した。(1台)

※ 違反点数

(1) 20点 × 1 / 2 = 10点

違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。

過去5年間における処分歴はなく、事業全般に渡り改善が見込まれる。

以上のことから、違反点数の合計を2分の1に減じた。

・自動車検査員-----文書警告（1名）

(2) 同一性の相違する自動車にもかかわらず保安基準適合証に証明した。

※ 事業者の処分が文書警告であるため、検査員についても文書警告とした。

【事例2】（札幌管内）

処分：令和4年7月 業態：専業

札幌運輸支局の窓口へ電子保安基準適合証による継続検査の有効期間の更新申請のあった車両の提出書面審査時、自動車損害賠償責任保険証明書（以下、自賠責）の保険期間が更新後の有効期間を満たしていないことが確認された。

その後、当該事業場へ特別監査を実施したところ、当該車両の自動車検査証の有効期間の一部の期間、自賠責未加入となる状況にもかかわらず保安基準適合証を交付したことと、指定整備記録簿の一部に記載漏れ、記載誤り（制動力合計、駐車制動力計算結果、トレーラ検査のけん引車・慣性ブレーキ有無記載なし）があった事実を確認した。

〈違反概要〉

・指定関係-----文書警告

(1) 当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部期間において自賠責未加入状況になるにもかかわらず、適合証を交付した。

(2) 指定整備記録簿の一部に記載漏れ、記載誤りがあった。

(3) 法令の規定を遵守する体制でない。

※ 違反点数

〔(1) 10点+(2) 3点+(3) 3点〕×1/2=8点

違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。

過去5年間における処分歴はなく、事業全般に渡り改善が見込まれる。

以上のことから、違反点数の合計を2分の1に減じた。

【事例3】（札幌管内）

処分：令和4年8月 業態：専業

当該事業者より適合証による中古新規登録の申請があったが、現車提示が必要な車両であったため不受理とした。

その後、当該事業者が当該車両の新規検査を受検したところ、同一性が相違していたほか、すれ違い用前照灯の最外側からの取付位置が不適合であり、不合格となった。

本件について、特別監査を実施したところ、当該車両について保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証を交付した事実を確認したほか、指定整備記録簿の一部記載漏れの事実を確認した。

〈違反概要〉

・指定関係-----文書警告

(1) 故意以外により保安基準不適合状態であるにもかかわらず保安基準適合証を交付し

た（1台）

- (2) 指定整備記録簿の一部記載漏れ
- (3) 法令の規定を遵守する体制でない

※ 違反点数

〔(1) 30点×1台+(2) 3点+(3) 3点〕×1/2=18点

違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。

過去5年間に於ける処分歴はなく、事業全般に渡り改善が見込まれる。

以上のことから、違反点数の合計を2分の1に減じた。

- ・自動車検査員 -----文書警告（1名）

- (4) 保安基準不適合状態であるにもかかわらず保安基準適合証に証明した。

※ 事業者の処分が文書警告であるため、検査員についても文書警告とした。

【事例4】（札幌管内）

処分：令和4年8月 業態：ディーラー

札幌運輸支局の窓口へ保安基準適合証による継続検査の有効期間の更新申請のあった車両の提出書面審査時、保安基準緩和の有効期限が過ぎたことから、保安基準不適合状態となるセミトレーラに対して保安基準適合証等を交付したことが確認された。

その後、当該事業場へ特別監査を実施した結果、事業場管理責任者と自動車検査員は保安基準緩和の有効期限の確認を失念したまま保安基準適合証に適合している旨を証明し、適合証を交付した事実を確認した。

〈違反概要〉

- ・指定関係 -----文書警告

- (1) 故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した（1台）

- (2) 法令の規定を遵守する体制でない

※ 違反点数

〔(1) 30点×1台+(2) 3点〕×1/2=17点

違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。

過去5年間に於ける処分歴はなく、事業全般に渡り改善が見込まれる。

以上のことから、違反点数の合計を2分の1に減じた。

- ・自動車検査員 -----文書警告（1名）

- (3) 保安基準不適合状態であるにもかかわらず保安基準適合証に証明した。

※ 事業者の処分が文書警告であるため、検査員についても文書警告とした。

【事例5】（札幌管内）

処分：令和4年8月 業態：その他

札幌運輸支局の窓口へ電子保安基準適合証による継続検査の有効期間の更新申請のあった車両の提出書面審査時、自動車損害賠償責任保険証明書（以下、自賠責）の保険期間が更新後の有効期間を満たしていないことが確認された。

その後、当該事業場へ特別監査を実施したところ、更新されるべき自動車検査証の有効期間の一部の期間、自賠責未加入となる状況にもかかわらず保安基準適合証を交付したことがあった事実を確認した。

〈違反概要〉

- ・ 指定関係 ----- 文書警告
(1) 当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠責未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した
(2) 法令の規定を遵守する体制でない

※ 違反点数

〔(1) 10点 + (2) 3点〕 × 1 / 2 = 7点

違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。
過去5年間における処分歴はなく、事業全般に渡り改善が見込まれる。
以上のことから、違反点数の合計を2分の1に減じた。

【事 例6】 (札幌管内)

処分：令和4年9月 業態：専業

札幌運輸支局の窓口へOSSによる継続検査の有効期間の更新申請のあった車両のOSS受付審査時、保安基準緩和の有効期限が過ぎたことから、保安基準不適合状態となるポール・トレーラに対して保安基準適合証等を交付したことが確認された。

その後、当該事業場へ特別監査を実施した結果、事業場管理責任者と自動車検査員は保安基準緩和の有効期限の確認を失念したまま保安基準適合証に適合している旨を証明し、適合証を交付した事実を確認した。

〈違反概要〉

- ・ 指定関係 ----- 文書警告
(1) 故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した（1台）
(2) 法令の規定を遵守する体制でない

※ 違反点数

〔(1) 30点 × 1台 + (2) 3点〕 × 1 / 2 = 17点

違反行為に起因する事故は発生しておらず、また故意と認められない。
過去5年間における処分歴はなく、事業全般に渡り改善が見込まれる。
以上のことから、違反点数の合計を2分の1に減じた。

- ・ 自動車検査員 ----- 文書警告（1名）
(3) 保安基準不適合状態であるにもかかわらず保安基準適合証に証明した。
※ 事業者の処分が文書警告であるため、検査員についても文書警告とした。

【事例7】（札幌管内）

処分：令和4年10月

業態：専業

運輸支局の窓口へ保安基準適合証による継続検査の有効期間の更新申請のあった車両の提出書面審査時、自動車損害賠償責任保険証明書（以下、自賠責）の保険期間が更新後有効期間を満たしていないことが確認された。

その後、当該事業場へ特別監査を実施したところ、更新されるべき自動車検査証の有効期間の一部の期間において、自賠責未加入となる状況にもかかわらず保安基準適合証を交付した事実を確認したほか、指定整備記録簿の一部記載漏れの事実を確認した。

〈違反概要〉

・指定関係-----文書警告

- (1) 更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠責未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した（1台）
- (2) 法令の規定を遵守する体制でない
- (3) 指定整備記録簿の一部に記載漏れがあった

※ 違反点数

〔(1) 10点×1台+(2) 3点+(3) 3点〕=16点

令和３年度 全国の指定自動車整備事業者の処分概況

処分欄は保適証交付停止の日数等、（ ）内は認証処分

点数欄の「－」は、同一違反事項のため最も違反点数の高い具体的違反事例を適用

	運輸局	処分年月日	発 端	業 態	違 反 概 要	点数	処分	検査員
14	九州	R3. 7. 16	自主申告	ディーラー	法令遵守体制 点検整備一部未実施で交付（１台） 指定整備記録簿虚偽記載 特定整備記録簿虚偽記載【認証】	3 10 30 10	25日 （10日）	—
15	四国	R3. 7. 30	支局窓口	専業	法令遵守体制 点検整備一部未実施で交付（３台） 検査の一部未実施（３台）故意 指定整備記録簿虚偽記載 検査員研修未受講 特定整備記録簿虚偽記載【認証】 整備主任者の統括管理不備【認証】 概算見積書未交付【認証】 整備主任者研修未受講【認証】	3 30 30 30 3 10 3 3 3	50日 （10日）	解任１名
16	九州	R3. 8. 26	支局窓口	専業	不正改造状態で交付（１台） 指定整備記録簿の記載漏れ（一部） 自賠責未加入状況で交付（一部）（１台）	45 3 10	30日	警告１名
17	中部	R3. 8. 26	自主申告	専業	法令遵守体制 整備一部未実施で交付（１台） 検査の一部未実施（１台）故意 検査の一部未実施（１台）故意以外 指定整備記録簿の記載漏れ、記載誤り（一部） 自賠責未加入状況で交付（一部）（１台） 特定整備作業に重大な瑕疵【認証】 特定整備記録簿記載なし【認証】 特定整備記録簿の記載誤り（一部）【認証】 特定整備記録簿写し未交付【認証】 特定整備記録簿保存無し【認証】 整備主任者の統括管理不備【認証】	3 10 10 10 3 10 10 3 － － － 3	25日 （10日）	解任１名
18	中国	R3. 9. 2	監査	専業	法令遵守体制 適合証の検査年月日、交付年月日の虚偽記載（６台） 点検整備一部未実施で交付（９０台） 指定整備記録簿虚偽記載 指定整備記録簿の記載漏れ（一部） 特定整備記録簿虚偽記載【認証】 特定整備記録簿記載なし【認証】 特定整備記録簿の記載漏れ（一部）【認証】 整備主任者の統括管理不備【認証】	3 180 900 30 3 10 3 1 3	取消 （10日）	—
19	関東	R3. 9. 9	監査	専業	不正改造状態で交付（１台） 同一性が相違する状態で交付（１台） 保安基準不適合状態で交付（１台）故意以外 検査の一部未実施（４台）故意以外 指定整備記録簿の保存 指定整備記録簿の記載漏れ、記載誤り（一部）	45 20 30 10 20 3	35日 * 1/2軽減	警告１名
20	九州	R3. 9. 13	事故報告書	ディーラー	保適交付車両に点検整備及び検査上の瑕疵（１台） 特定整備上の重大な瑕疵（１台）【認証】	20 10	15日 （10日）	—
21	関東	R3. 9. 29	一般からの 通報	ディーラー	不健全経営 保安基準不適合状態で交付（１１０台）故意 検査の一部未実施（４７９台）故意 指定整備記録簿虚偽記載 指定整備記録簿の記載漏れ、記載誤り（一部）	3 3300 4790 30 3	取消	解任４名
22	関東	R3. 10. 1	軽検協からの 通報	専業	同一性が相違する状態で交付（１台）	20	15日	警告１名
23	沖縄	R3. 10. 7	監査	ディーラー	保安基準不適合状態で交付（２台）故意以外	30	20日 * 1/2軽減	警告１名
24	九州	R3. 10. 11	自主申告	組合	指定整備記録簿虚偽記載	30	20日	—

令和３年度 全国の指定自動車整備事業者の処分概況

処分欄は保適証交付停止の日数等、（ ）内は認証処分

点数欄の「－」は、同一違反事項のため最も違反点数の高い具体的違反事例を適用

	運輸局	処分年月日	発 端	業 態	違 反 概 要	点数	処分	検査員
25	関東	R3. 10. 20	使用者からの通報	ディーラー	検査の一部未実施（５台）故意 指定整備記録簿虚偽記載 指定整備記録簿の記載漏れ、記載誤り（一部）	50 30 3	4 5 日	処分前に解任 再教習通知 1 名
26	関東	R3. 10. 20	一般からの通報	ディーラー	不健全経営 保安基準不適合状態で交付（４８台）故意 検査の一部未実施（１４７台）故意 検査の一部未実施（８６台）故意以外 指定整備記録簿虚偽記載	3 1440 1470 90 30	取消	解任 2 名 処分前に解任 再教習通知 2 名
27	四国	R3. 10. 20	一般からの通報	ディーラー	法令遵守体制 保安基準不適合状態で交付（１台）故意 点検整備一部未実施で交付（１台）	3 30 10	2 5 日	解任 1 名
28	中国	R3. 10. 20	自主申告	ディーラー	法令遵守体制 検査の一部未実施（５１９台）故意以外	3 190	5 0 日 * 1/2軽減	警告 3 名
29	中国	R3. 10. 20	自主申告	ディーラー	検査と整備の分業化 法令遵守体制 検査員の証明虚偽記載（２台） 指定整備記録簿虚偽記載	3 3 90 30	6 5 日	—
30	沖縄	R3. 10. 20	自主申告	ディーラー	同一性が相違する状態で交付（３台）	30	2 0 日 * 1/2軽減	—
31	中国	R3. 10. 20	自主申告	ディーラー	法令遵守体制 検査の一部未実施（９台）故意 検査の一部未実施（１台）故意以外 指定整備記録簿虚偽記載	3 90 10 30	7 0 日	解任 1 名
32	中部	R3. 10. 28	監査	専業	法令遵守体制 保安基準不適合状態で交付（２台）故意以外 指定整備記録簿の記載誤り（一部）	3 60 3	2 0 日 * 1/2軽減	警告 1 名
33	北信	R3. 11. 15	警察からの情報	専業	検査と整備の分業化 法令遵守体制 ペーパー車検（２５台） 保安基準不適合状態のおそれで交付（１台） ペーパー車検で車検手続（２５台）【認証】	3 3 取消 10 取消	取消 （取消）	処分前に解任 再教習通知
34	近畿	R3. 11. 22	監査	専業	不正改造状態で交付（１台） 不正改造状態での車検手続（１台）【認証】	45 15	1 5 日 （警告） * 1/2軽減	警告 1 名
35	中国	R3. 12. 14	一般からの通報	専業	法令遵守体制 ペーパー車検（４台） 点検整備一部未実施で交付（２台） 検査の一部未実施（２台）故意 指定整備記録簿虚偽記載 立入検査時虚偽陳述 特定整備記録簿虚偽記載【認証】 整備主任者の統括管理不備【認証】 ペーパー車検で車検手続（４台）【認証】	3 取消 20 20 30 30 10 3 60	取消 （４０日）	解任 2 名
36	関東	R3. 12. 15	自主申告	ディーラー	特定整備上の重大な瑕疵（事故惹起 1 台）【認証】	30	（２０日）	—
37	関東	R3. 12. 17	使用者からの通報	ディーラー	特定整備上の重大な瑕疵（１台）【認証】 整備主任者の統括管理不備【認証】	10 3	（１０日）	—
38	関東	R3. 12. 17	内部告発	専業	不正改造を実施（１台） 不正改造状態で交付（１台） 指定整備記録簿の記載誤り（一部） 不健全経営 不正改造を実施（１台）【認証】 不正改造状態での車検手続（１台）【認証】	30 45 3 3 15 10	4 5 日 （１５日）	解任 1 名 警告 1 名

令和３年度 全国の指定自動車整備事業者の処分概況

処分欄は保適証交付停止の日数等、（ ）内は認証処分

点数欄の「－」は、同一違反事項のため最も違反点数の高い具体的違反事例を適用

	運輸局	処分年月日	発 端	業 態	違 反 概 要	点数	処分	検査員
39	関東	R3. 12. 20	監査	専業	保安基準不適合状態で交付（２０台）故意 保安基準不適合状態で交付（２０台）故意以外 検査の一部未実施（７２台）故意 検査の一部未実施（１台）故意以外 指定整備記録簿虚偽記載 指定整備記録簿の記載漏れ、記載誤り（一部） 不健全経営	600 300 720 10 30 3 3	取消	解任１名
40	関東	R3. 12. 21	自主申告	ディーラー	保適交付車両に点検整備及び検査上の瑕疵（事故惹起１台）	30	２０日	—
41	近畿	R3. 12. 28	一般からの 通報	専業	保安基準不適合状態で交付（１台）故意以外 検査の一部未実施（１１台）故意 検査の一部未実施（３０台）故意以外 指定整備記録簿の記載誤り（一部）	30 110 40 3	９５日	解任１名
42	九州	R4. 1. 20	自主申告	専業	法令遵守体制 保安基準不適合状態で交付（１台）故意 検査の一部未実施（１台）故意 点検整備一部未実施で交付（１台） 検査の一部未実施（２台）故意以外 指定整備記録簿虚偽記載 指定整備記録簿の記載漏れ 特定整備記録簿虚偽記載【認証】 特定整備記録簿写し未交付【認証】 整備主任者の統括管理不備【認証】	3 30 10 10 10 30 — 10 3 3	５０日 （１０日）	処分前に解任 再教習通知
43	中部	R4. 1. 21	自主申告	専業	法令遵守体制 検査と整備の分業化 検査員の証明無しで交付（７台） 点検整備一部未実施で交付（４０２台） 検査の一部未実施（２０台）故意 保安基準不適合状態で交付（４台）故意以外 指定整備記録簿虚偽記載 指定整備記録簿の記載漏れ、記載誤り（一部）	3 3 140 4020 200 120 30 —	取消	処分前に解任 再教習通知
44	中部	R4. 2. 1	警察からの 情報	専業	検査と整備の分業化 完成品の恒常性 法令遵守体制 保安基準不適合状態で交付（６６台）故意以外 検査の一部未実施（２台）故意以外 指定整備記録簿の記載漏れ、記載誤り（一部） 検査員研修未受講 概算見積書未交付【認証】 整備主任者研修未受講【認証】 整備主任者の変更届未提出【認証】	3 3 3 300 10 3 3 3 3 3	１６５日	警告１名
45	近畿	R4. 2. 4	一般からの 通報	専業	指定整備記録簿の記載漏れ（一部） 不正改造を実施（１台） 立入検査時虚偽陳述 特定整備記録簿の記載漏れ（一部）【認証】 整備主任者の統括管理不備【認証】 不正改造を実施（１台）【認証】 立入検査時虚偽陳述【認証】	3 30 60 1 3 15 30	５０日 （２５日）	解任２名
46	関東	R4. 3. 23	監査	専業	保安基準不適合状態で交付（３７台）故意以外 検査の一部未実施（４台）故意以外 検査の一部未実施（３８４台）故意 点検整備全て未実施で交付（５６２台） 指定整備記録簿虚偽記載 特定整備記録簿虚偽記載【認証】 整備主任者の統括管理不備【認証】	300 10 3480 16860 30 10 3	取消 （１０日）	解任１名

令和３年度 全国の指定自動車整備事業者の処分概況

処分欄は保適証交付停止の日数等、（ ）内は認証処分

点数欄の「－」は、同一違反事項のため最も違反点数の高い具体的違反事例を適用

	運輸局	処分年月日	発 端	業 態	違 反 概 要	点数	処分	検査員
47	九州	R4. 3. 25	自主申告	ディーラー	整備作業の実施体制 保安基準不適合状態のおそれて交付（１５台）	3 150	８０日	—
48	東北	R4. 3. 25	自主申告	ディーラー	検査と整備の分業化 法令遵守体制 保適交付車両に点検整備及び検査上の瑕疵（１台） 特定整備上の重大な瑕疵（１台）【認証】	3 3 20 10	１５日 （１０日）	—
49	近畿	R4. 3. 25	自主申告	ディーラー	法令遵守体制 検査員の証明虚偽記載（２台） 指定整備記録簿虚偽記載	3 60 30	５０日	—
50	近畿	R4. 3. 25	自主申告	ディーラー	保適交付車両に点検整備及び検査上の瑕疵（事故惹起１台） 特定整備上の重大な瑕疵（事故惹起１台）【認証】	30 30	２０日 （２０日）	—
51	近畿	R4. 3. 25	自主申告	ディーラー	検査の一部未実施（１２台）故意 指定整備記録簿虚偽記載	120 30	８０日	処分前に解任 再教習通知
52	近畿	R4. 3. 25	事故報告書	専業	保適交付車両に点検整備上の瑕疵（事故惹起１台）	30	２０日	—
53	中部	R4. 3. 25	自主申告	ディーラー	法令遵守体制 検査の一部未実施（１８台）故意 指定整備記録簿虚偽記載 指定整備記録簿の記載漏れ（一部）	3 180 30 —	１１０日	解任２名
54	中部	R4. 3. 25	自主申告	ディーラー	法令遵守体制 同一性が相違する状態で交付（４台） 指定整備記録簿の記載漏れ、記載誤り（一部）	3 80 3	２５日 * 1/2軽減	警告２名
55	四国	R4. 3. 25	自主申告	ディーラー	完成品の恒常性 保適交付車両に点検整備及び検査上の瑕疵（２台） 特定整備上の重大な瑕疵（１台）【認証】 特定整備記録簿記載なし【認証】 整備主任者の統括管理不備【認証】	3 40 10 3 3	１５日 （警告） * 1/2軽減	—

令和４年度 全国の指定自動車整備事業者の処分概況

処分欄は保適証交付停止の日数等、（ ）内は認証処分
点数欄の「－」は、同一違反事項のため最も違反点数の高い具体的違反事例を適用

	運輸局	処分年月日	発 端	業 態	違 反 概 要	点数	処分	検査員
1	九州	R4.4.11	自主申告	ディーラー	特定整備上の重大な瑕疵（事故惹起１台）【認証】	30	（２０日）	－
2	関東	R4.4.18	監査	専業	不正改造状態で適合証を交付（１台） 保安基準不適合状態で適合証を交付（１台）故意以外 同一性相違自動車に適合証に証明（１台） 不正改造を実施（１台） 指定整備記録簿の虚偽記載 検査の一部を実施せず適合証を交付（２台）故意以外 不正改造を実施【認証】（１台） 概算見積書未交付【認証】 特定整備記録簿の未記載【認証】	45 30 20 30 30 10 15 3 3	８５日 （１５日）	解任１名
3	関東	R4.5.2	自主申告	ディーラー	故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付（１台） 指定整備記録簿に一部記載誤り 特定整備作業に重大な瑕疵があったこと【認証】	30 3 10	２０日 （１０日）	警告１名
4	関東	R4.5.16	監査	専業	点検整備の全てを実施せず適合証を交付（１２台） 完成検査の全てを実施せず適合証を交付（１２台） 適合証の検査年月日及び交付年月日を虚偽記載し交付（１２台） 指定整備記録簿の未記載 自動車検査員の証明を虚偽記載 指定整備記録簿の虚偽記載 故意により完成検査の一部を実施せず適合証を交付（５４０台） 指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り 指定整備記録簿の未保存 点検整備の一部を実施せず適合証を交付（６台） 不正改造状態で適合証を交付（８台） 特定整備記録簿の虚偽記載【認証】 整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備【認証】 認証を受けた作業場以外で特定整備を実施【認証】 特定整備記録簿の未保存【認証】 特定整備記録簿の未記載【認証】 特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り【認証】 不正改造状態で車検手続【認証】（５台）	360 540 360 20 495 30 5400 3 20 60 360 10 3 5 3 3 1 105	取消 （取消） 不正改造状態で 交付５台 （車検手続５台）	解任３名
5	関東	R4.5.31	自主申告	ディーラー	法令遵守体制 故意により検査の一部を実施せず適合証を交付（１１８７台）	3 11870	取消	解任２名
6	関東	R4.6.7	監査	専業	自賠責保険大部分未加入（１台） 指定整備記録簿の未保存 保安基準不適合状態で適合証を交付（故意以外） 指定整備記録簿の一部記載漏れ 特定整備記録簿の未保存	30 20 30 3 3	２５日 * 1/2軽減 （口頭注意）	警告１名
7	中国	R4.6.21	自主申告	ディーラー	法令遵守体制 同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付（２台）	3 40	４０日 * 1.5倍、10点加算	警告１名
8	北信	R4.6.21	内部告発	ディーラー	法令遵守体制 点検整備一部未実施による適合証の交付（１１台） 検査の一部を実施せず適合証を交付（故意）（２７２台） 指定整備記録簿の虚偽記載	3 110 2720 30	取消	解任２名
		R4.6.21	内部告発	ディーラー	法令遵守体制 検査の一部を実施せず適合証を交付（故意）（３８台）	3 383	取消	解任２名
		R4.6.21	内部告発	ディーラー	法令遵守体制 検査の一部を実施せず適合証を交付（故意）（１台）	3 30	２０日	解任１名
		R4.6.21	内部告発	ディーラー	法令遵守体制 点検整備一部未実施による適合証の交付（４台）	3 40	２５日	
		R4.6.21	内部告発	ディーラー	法令遵守体制 点検整備一部未実施による適合証の交付（６台）	3 60	３５日	
		R4.6.21	内部告発	ディーラー	上記事業場以外の同社事業場累積点数７２０点以上（９事業場）		５日	
9	東北	R4.6.24	自主申告	ディーラー	法令遵守体制 保安基準不適合状態で適合証を交付（故意以外）（１１５台）	3 300	８０日 * 1/2軽減	警告１名

令和４年度 全国の指定自動車整備事業者の処分概況

処分欄は保適証交付停止の日数等、（ ）内は認証処分
点数欄の「－」は、同一違反事項のため最も違反点数の高い具体的違反事例を適用

	運輸局	処分年月日	発 端	業 態	違 反 概 要	点数	処分	検査員
10	関東	R4. 7. 6	監査	専業	検査の一部を実施せず適合証を交付（故意以外）（１６５台） 保安基準不適合状態で適合証を交付（故意以外）（１７台） 指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り 整備主任者の届出未提出【認証】	120 300 － 3	取消 （文書警告）	解任１名
11	九州	R4. 7. 6	支局窓口	ディーラー	自賠償一部未加入（１台） 保安基準不適合状態で適合証を交付（２台）（故意以外）	10 60	２０日 ＊1/2軽減	警告１名
12	近畿	R4. 7. 7	自主申告	ディーラー	同一性の相違する自動車に適合証を交付（故意以外） 検査の一部を実施せず適合証を交付（故意以外） 指定整備記録簿の記載漏れ	40 10 3	１５日 ＊1/2軽減	警告１名
13	中部	R4. 7. 8	自主申告	ディーラー	法令遵守体制 検査の一部を実施せず適合証を交付（故意以外）（１台） 同一性の相違自動車に適合証を交付（故意）（１台） 指定整備記録簿の虚偽記載	3 10 20 40	３５日	再教習受講通知 ＊監査前に解任
14	中部	R4. 7. 19	自主申告	ディーラー	保安基準不適合状態で適合証を交付（故意以外）（１４台） 指定整備記録簿の一部記載誤り	240 3	６５日 ＊1/2軽減	警告４名
15	関東	R4. 7. 20	内部告発	専業	検査作業と整備作業が分業化されていない 点検整備の一部を実施せず適合証を交付（１０台） 検査の一部を実施せず適合証を交付（故意）（２台） 指定整備記録簿の虚偽記載 指定整備記録簿の一部記載漏れ 特定整備記録簿の虚偽記載【認証】 料金表未掲示【認証】 整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備【認証】	3 100 20 30 － 10 3 3	８０日 （１０日）	解任１名
16	九州	R4. 7. 27	内部告発	専業	法令遵守体制 検査の一部を実施せず適合証を交付（故意）（３台） 指定整備記録簿の虚偽記載	3 30 30	３５日	解任１名
17	九州	R4. 7. 28	事故報告	専業	特定整備作業に重大な瑕疵があった（１台）【認証】	30	（２０日） ＊事故惹起	
18	四国	R4. 7. 28	支局窓口	専業	自賠償一部未加入（１台）	15	１５日 ＊1.5倍、10点加算	
19	近畿	R4. 8. 5	監査	専業	不正改造状態及び保安基準不適合状態で適合証を交付（１台） 同一性の相違する自動車に適合証を交付（１台） 指定整備記録簿の記載誤り 不正改造状態で適合証を交付し、車検手続きを行った【認証】 特定整備記録簿の記載誤り【認証】	45 20 3 15 1	６０日 ＊1.5倍、10点加算 （１０日）	警告１名
20	北信	R4. 8. 23	監査	専業	整備主任者研修未受講【認証】 事業者は正当な理由なく立入検査を忌避【認証】	3 30	（２０日）	
21	中国	R4. 8. 30	監査	専業	保安基準不適合状態で適合証を交付（２台）	60	２０日 ＊1/2軽減	警告２名
22	関東	R4. 9. 1	監査	ディーラー	検査の一部を実施せず保安基準適合証を交付（故意）（１台） 指定整備記録簿の虚偽記載 指定整備記録簿の一部記載漏れ	10 30 3	２５日	解任命令相当１名
23	関東	R4. 9. 2	自主申告	ディーラー	検査の一部を実施せず適合証を交付（故意）（２４６台） 指定整備記録簿の虚偽記載	2460 30	取消	解任２名
24	関東	R4. 9. 2	自主申告	ディーラー	検査の一部を実施せず適合証を交付（故意）（２３９台） 検査員の証明を虚偽記載（９１台） 指定整備記録簿の虚偽記載	2390 4095 30	取消	解任３名 解任命令相当１名
25	関東	R4. 9. 2	自主申告	ディーラー	検査作業と整備作業が分業化されていない 検査の一部を実施せず適合証を交付（故意）（３７０台） 検査員の証明を虚偽記載（５７４台） 指定整備記録簿の虚偽記載	3 3700 25830 30	取消	解任５名
26	関東	R4. 9. 16	自主申告	ディーラー	検査の一部を実施せず適合証を交付（故意）（３２９台） 検査員の証明を虚偽記載をしたこと（７台） 指定整備記録簿の虚偽記載をしたこと	3290 315 30	取消	解任３名

令和４年度 全国の指定自動車整備事業者の処分概況

処分欄は保適証交付停止の日数等、（ ）内は認証処分
点数欄の「－」は、同一違反事項のため最も違反点数の高い具体的違反事例を適用

	運輸局	処分年月日	発 端	業 態	違 反 概 要	点数	処分	検査員
27	関東	R4.9.16	自主申告	ディーラー	検査の一部を実施せず適合証を交付（故意）（１７４台） 指定整備記録簿の虚偽記載をしたこと 指定整備記録簿の一部記載誤りがあったこと	1740 30 3	取消	解任２名
28	中部	R4.9.16	自主申告	ディーラー	法令遵守体制 検査年月日を虚偽記載し、適合証を交付（７台） 点検を全て実施せず適合証を交付（３台） 指定整備記録簿の虚偽記載をしたこと 指定整備記録簿の一部記載誤りがあったこと	3 210 90 30 －	１７０日	
29	近畿	R4.9.30	自主申告	ディーラー	点検整備の一部を未実施にもかかわらず、その料金を請求【認証】 点検・整備の一部未実施にもかかわらず適合証を交付（１５台） 検査の一部を実施せず適合証を交付	3 150 20	４５日 （警告）	
30	九州	R4.9.30	事故報告	専業	特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り【認証】 整備内容及び必要性を説明していない【認証】 点検整備の一部を実施せず適合証を交付（１台） 適合証交付自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があった（１台）	1 3 10 30	２５日 （文書警告）	
31	九州	R4.9.30	通報 （第三者）	専業	ペーパー車検での車検手続き（１２台）【認証】 点検整備及び検査を全てせずに適合証を交付した（１２台） 立入検査の質問に対し虚偽の陳述を行った	取消 取消 60	取消 （取消）	解任１名
32	北信	R4.10.18	研修未受講	専業	事業者は正当な理由なく立入検査を忌避した【認証】	30	３５日	
33	九州	R4.10.24	自主申告	ディーラー	故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付（７台） 指定整備記録簿の一部記載誤り	180 3	５０日 * 1/2軽減	警告２名
34	沖縄	R4.11.1	警察通報	専業	点検整備及び検査を全て実施せずに適合証を交付（１台）	取消 15	取消 （１０日）	解任１名
35	九州	R4.10.31	監査	専業	法令の規定を遵守する体制でない 不正改造状態で適合証を交付した（１台） 同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した（１台） 不正改造状態で車検手続き（１台）【認証】	3 45 20 15	３５日 （１０日）	解任１名
36	中部	R4.11.8	通報	ディーラー	法令の規定を遵守する体制でない。 不正改造状態であるにもかかわらず適合証を交付（２台） 指定整備記録簿に虚偽の記載 指定整備記録簿に一部記載漏れ、誤り 不正改造状態で車検手続（２台）【認証】	3 90 30 － 30	６５日 （２０日）	再教習受講通知 * 監査前に解任

指定自動車整備事業必携（第7次改訂版追録第8号）の主な変更点

I. 法令関係

- 道路運送車両法施行規則の改正
（令和4年5月20日付け、国土交通省令第45号）
※（令和4年3月31日付け、国土交通省令第36号含む）
- 自動車点検基準の改正
（令和2年2月6日付け、国土交通省令第6号）
- 指定自動車整備事業規則の改正
（令和4年5月20日付け、国土交通省令第45号）
※（令和4年3月31日付け、国土交通省令第36号含む）
- 自動車損害賠償保障法施行規則の改正
（令和3年8月31日付け、国土交通省令第53号）

II. 関連通達

- 自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）の改正
（令和2年4月1日付け、国自整第353号）
- 自動車の点検及び整備に関する手引きの改正
（令和3年3月31日付け、国土交通省告示第279号）
- 路上故障車等に対する特定整備に係る作業の取扱いについて
（令和2年10月29日付け、国自整第194号）
- 自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について
（令和2年11月11日付け、国自整第197号）
- 「指定整備記録簿の記載要領について」の細部取扱いについての改正
（令和4年8月24日付け、事務連絡）
- 指定自動車整備事業における「自動車OSSによる変更登録申請を行い自動車登録番号標の交付を受けていない車両」に対する継続検査に係る取扱いについて
（令和3年12月23日付け、国自整第227号）

III. 指定自動車整備事業実務要領

- 関係法令の改正に基づく修正
- その他誤記等の修正

IV. 業務資料

- 基準改正に基づく修正

（その他）

- 誤字脱字等の訂正

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

自動車整備業におけるマイナンバーカードの取得促進について

マイナンバーカードの普及については、政府全体で取り組んでいるところであるが、産業別の普及率において、自動車整備業は最下位となるなど、国土交通省に対して、より一層の取り組みが強く求められているところである。

貴局においては、これまでも、窓口での CM の放映やチラシの配布など協力頂いているところではあるが、年度内での即効性のある取り組みが求められている状況であることから、関係団体等とも連携の上、可能な範囲で、下記の対応を講じられたい。

なお、関係団体あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

- 自動車技術安全部長（運輸部長）や支局長自ら自動車整備振興会や関係業界に対し、マイナンバーカードの取得促進に向けた協力を依頼すること。
- 整備事業者と接するあらゆる機会を活用して、マイナンバーカードの取得を勧めること。具体的には、各種研修時や監査時において、単に取得を呼びかけるのみならず、チラシを配布するなど積極的に対応すること。
- 近隣の自治体と連携して、支局等や研修会場において、出張申請窓口を設置すること。
- 記録事務代行手続きにおいて、個人認証にマイナンバーカード等が必要となるので、指定整備事業者に早期取得を呼びかけること。

以上

【添付資料】

- ・業種別マイナンバーカード取得状況等調査（ネット調査）の結果
- ・チラシ

別添

事 務 連 絡
令和 4 年 11 月 22 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿
日本自動車車体整備協同組合連合会会長 殿
全国自動車電装品整備商工組合連合会会長 殿
全国タイヤ商工協同組合連合会会長 殿
全国自動車整備協業協同組合協議会会長 殿
BSサミット事業協同組合理事長 殿
一般社団法人日本自動車機械工具協会会長 殿
独立行政法人自動車技術総合機構理事長 殿
軽自動車検査協会理事長 殿

国土交通省自動車局整備課長

自動車整備業におけるマイナンバーカードの取得促進について

マイナンバーカードの普及については、政府全体で取り組んでいるところであるが、産業別の普及率において、自動車整備業は最下位となるなど、国土交通省に対して、より一層の取り組みが強く求められているところです。

このため、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、ご了知いただくとともに、マイナンバーカードの取得促進についてご協力いただきますようお願いいたします。

業種別マイナンバーカード取得状況等調査（ネット調査）の結果

抜 粋

【調査方法】

- インターネットモニター2万人（就労者・日本標準産業分類中分類99業種×200人以上）に対し、マイナンバーカード取得状況等に関するアンケートを実施。
（実施期間：令和4年8月26日（金）～9月2日（金））
- 業種別のマイナンバーカード取得状況、マイナンバーカード取得促進策の実施状況、マイナンバーカードの機能認知、マイナンバーカード未取得者を対象に未取得理由、マイナンバーカードの健康保険証利用申込状況及びマイナンバーカードの健康保険証利用申込促進策の実施状況を調査。

【結果概要】

（1）マイナンバーカード取得状況

- マイナンバーカードの取得率^{※1)}は64.3%となり、令和4年1～2月に実施した第4回ネット調査（以下、第4回調査）の58.9%より5.4ポイント増加^{※2)}。
- 99業種^{※3)}ごとにみても、88業種で取得率が0.2%～13.7%増加。
- トップ（国家公務84.2%）と最下位（自動車整備業53.2%）の取得率の差は34.0ポイント。前回調査の38.4ポイントと比べ、差は縮まっているものの未だ開きが大きい状況。

※1 アンケートにて、マイナンバーカードを「取得した」及び「取得申請中」と回答した割合
※2 就労者かつネットモニター（現役世代やネットユーザを対象）に限定した調査のため、実際の普及率と異なることに留意。
※3 「外国公務」はサンプル数20と極めて少ないことから対象から除外。以下同。

（2）マイナンバーカード取得促進策の実施状況

- マイナンバーカード取得促進の取組を行っている企業や団体の割合は16.7%となり、第4回調査の15.9%より微増。
- 上位3業種（郵便局、地方公務、国家公務）については、取得促進の「取組を行っている」との回答が7割を超えるが、4位以下からは半数を下回っている。

□マイナンバーカードの取得状況（取得率順 業種別・中分類 一覧）

業種		取得した+取得申請中（%）	第4回比（取得した+取得申請中計（%））
全体		64.3	5.4
1	国家公務	84.2	0.0
2	地方公務	79.7	7.9
3	航空運輸業	76.2	11.9
4	郵便局	75.2	2.4
5	学校教育	74.8	12.4
6	専門サービス業（他に分類されないもの）	74.3	11.4
7	補助的金融業等	73.8	11.4
8	保健衛生	73.5	6.1
9	政治・経済・文化団体	71.1	13.7
10	インターネット付随サービス業	70.8	7.9
11	化学工業	70.5	5.6
12	放送業	70.3	10.4
13	水運業	69.8	5.4
14	道路旅客運送業	69.4	9.5
15	その他の教育、学習支援業	69.3	12.1
16	金融商品取引業、商品先物取引業	68.3	8.9
17	繊維・衣服等卸売業	68.3	6.9
18	プラスチック製品製造業	68.3	4.7
19	電気業	68.0	4.8
20	保険業（保険媒体代理業、保険サービス業を含む）	67.3	12.8
21	銀行業	67.3	6.4
22	学術・開発研究機関	67.3	4.4
23	石油製品・石炭製品製造業	67.3	2.8
24	繊維工業	67.0	12.3
25	輸送用機械器具製造業	67.0	6.6
26	鉄道業	67.0	0.8
27	その他のサービス業	66.8	9.3
28	職業紹介・労働者派遣業	66.8	7.2
29	情報サービス業	66.8	3.9
30	飲料・たばこ・飼料製造業	66.5	1.6
31	電気機械器具製造業	66.1	3.9
32	情報通信機械器具製造業	66.1	1.2
33	無店舗小売業	65.8	8.4

業種		取得した+取得申請中（%）	第4回比（取得した+取得申請中計（%））
全体		64.3	5.4
34	技術サービス業（他に分類されないもの）	65.8	5.9
35	電子部品・デバイス・電子回路製造業	65.6	7.4
36	鉱業、採石業、砂利採取業	65.3	6.4
37	宿泊業	65.3	4.4
38	ゴム製品製造業	65.2	11.9
39	設備工事業	64.9	13.4
40	各種商品小売業	64.9	11.9
41	廃棄物処理業	64.4	5.0
42	窯業・土石製品製造業	64.3	7.0
43	その他製造業	64.3	5.4
44	金属製品製造業	64.3	4.7
45	飲食店	63.9	9.4
46	その他の事業サービス業	63.9	6.0
47	総合工事業	63.9	4.5
48	不動産賃貸業・管理業	63.9	-0.9
49	社会保険・社会福祉・介護事業	63.8	2.7
50	倉庫業	63.6	10.5
51	漁業（水産業殖産を除く）	63.5	4.3
52	その他の卸売業	63.4	8.7
53	繊維・衣服・身の回り品小売業	63.4	8.0
54	分類不能の産業	63.4	8.0
54	娯楽業	63.4	6.0
55	各種商品卸売業	63.4	5.5
56	機械器具卸売業	63.4	5.0
57	なめし革・同製品・毛皮製造業	63.2	8.0
58	熱供給業	63.2	2.7
59	林業	62.9	11.4
60	飲食料品卸売業	62.9	8.9
61	食料品製造業	62.9	7.8
62	生産用機械器具製造業	62.9	0.2
63	郵便業（信書便事業を含む）	62.6	3.7
64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	62.4	6.0
65	映像・音声・文字情報制作業	62.4	5.0

業種		取得した+取得申請中（%）	第4回比（取得した+取得申請中計（%））
全体		64.3	5.4
66	はん用機械器具製造業	62.3	-1.0
67	物品賃貸業	61.8	5.3
68	医療業	61.8	4.6
69	運輸に付帯するサービス業	61.7	7.1
70	持ち帰り・配達飲食サービス業	61.4	5.0
71	不動産取引業	61.1	-0.3
72	家具・装備品製造業	61.0	6.1
73	協同組織金融業	60.9	9.9
74	広告業	60.9	5.9
75	印刷・同関連業	60.7	4.7
76	木材・木製品製造業（家具を除く）	60.7	2.4
77	鉄鋼業	60.7	1.6
78	飲食料品小売業	60.4	7.9
79	機械器具小売業	60.4	5.0
80	水道業	60.1	1.8
81	通信業	59.9	-2.5
82	業務用機械器具製造業	59.8	1.6
83	非鉄金属製造業	59.8	-2.4
84	農業	59.4	2.5
85	協同組合（他に分類されないもの）	58.9	2.0
86	機械等修理業	58.8	6.8
87	ガス業	58.8	4.0
88	洗濯・理容・美容・浴場業	57.9	0.0
89	道路貨物運送業	57.8	5.6
90	その他の生活関連サービス業	57.4	-3.3
91	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	56.9	-1.0
92	宗教	54.2	1.9
93	パルプ・紙・紙加工品製造業	54.0	-0.7
94	その他の小売業	54.0	-1.7
95	水産養殖業	53.8	0.2
96	職別工事業（設備工事業を除く）	53.5	-3.4
97	自動車整備業	53.2	7.4
-	外国公務	70.0	11.7

※「外国公務」はサンプル数20と極めて少ないことからランキングから除外した。
※複数業種が同率の場合、前回比が高い業種から上位としている。



よくある質問にお答えします



マイナンバーを見られるのが不安です

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って、手続きすることはできない仕組みになっています。



マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

健康保険証として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落としたり、失くしたりした場合は、フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。



どこで利用できるの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、下のステッカーやポスターが目印です！利用できる医療機関・薬局は、順次増えていきます。



ステッカー



ポスター



厚生労働省のホームページでも利用できる医療機関・薬局をご案内しています。



マイナンバーカードの申請方法

交付申請書をお持ちの方は、**以下4つの方法**から申請できます！



スマートフォン

半分以上の人がオンラインからの申請なんだって！

- ① スマホで顔写真を撮影。
- ② スマホで交付申請書のQRコードを読み取る。
- ③ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- ④ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。 交付申請書



パソコン

- ① カメラで顔写真を撮影。
- ② 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- ③ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

交付申請書に記載の申請者IDが必要だよ



証明用写真機

- ① タッチパネルから「**個人番号カード申請**」を選択。
- ② 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす。
- ③ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
- ④ 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了。



郵便

- ① 交付申請書に必要事項を記入し、**6か月以内**に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了。

カードの仕上がり早いスマホでの申請がおすすめ！

交付申請書をお持ちでない方は、**マイナンバーカード 郵便**

- ① 専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます！プリントアウトしてご利用ください。
※手書き用の交付申請書には、顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です。
- ② 市区町村の窓口でも、交付申請書を再発行しています。本人確認書類（運転免許証、パスポート等）を持参の上、お住まいの市区町村へ行きましょう。



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178

受付時間（年末年始を除く）
平日 9:30～20:00
土日祝 9:30～17:30

※一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合
マイナンバーカード等 **050-3818-1250**
その他のお問合せ **050-3816-9405**

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応のフリーダイヤル
マイナンバー制度について **0120-0178-26**
マイナンバーカード等 **0120-0178-27**

※マイナンバーカードの申請方法はこちら↓
<https://www.kojinbango-card.go.jp/infotab/index>

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！

※利用できる医療機関・薬局については、裏面をご覧ください。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん公的個人認証サービスPRキャラクター
マイキーくん

デジタル庁 総務省 厚生労働省

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！



どうやって使うの？



スッと置いて
ピッと認証！

とっても簡単！

① マイナンバーカードをカードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



② オンラインであなたの医療保険資格を確認！

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。



利用申込はカンタン！



ここをクリック！

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



マイナポータル



マイナンバー（12桁の数字）は使いません！



ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報
は記録されません。

マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー（12桁の数字）は使われません。

医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることはありません。



どんないいことが？ 7つのメリット

POINT1 より良い医療が可能に！

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。
※薬剤情報は、2021年9月に診療したものから3年分の情報が閲覧できるようになります。



POINT2 自身の健康管理に役立つ！

マイナポータルで、2021年10月から、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、自分の薬剤情報を閲覧できるようになります。
※特定健診情報は、2020年度以降に実施したものから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになります。



POINT3 オンラインで医療費控除がより簡単に！

マイナポータルで、2021年11月から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。
※2021年9月分以降の医療費通知情報について、閲覧・自動入力が可能となります。

POINT4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。
※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。



POINT5 医療保険の資格確認がスムーズに！

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。



POINT6 医療費の事務コストの削減！

医療保険の請求課り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。



POINT7 健康保険証としてずっと使える！

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。

